

関税減免措置を利用した輸出

～ 経済連携協定活用のすすめ ～

《眼鏡関連製品編》
第2版

2018年12月

鯖江商工会議所

経済連携協定による関税減免措置

経済連携協定（EPA）を利用して産品を輸出すると、我が国と協定を締結している輸入国の税関において、EPA特恵関税率が適用され、協定を締結していない国に対して適用される関税率よりも低い関税率、もしくは無税の適用を受けることができる。



<協定特恵税率の適用を受けるための条件>

- 我が国と輸入国との間で経済連携協定が締結され、発効していること。
- 我が国から輸出する産品に関し、利用する経済連携協定においてEPA特恵税率が設定されていること。
- 我が国から輸出する産品が、利用する経済連携協定に基づく原産地基準を満たしていること。
- 関税減免措置の適用を受けようとする産品が、我が国から輸入国に直接輸送されていること。
- 産品の輸入通関時に、経済連携協定に基づく原産地証明書または原産品申告書等を輸入国の税関に提出すること。

注：経済連携協定に基づく原産地証明書は、鯖江商工会議所が発給する原産地証明書（非特恵原産地証明書）とは異なることに留意されたい。

経済連携協定（EPA）を利用した輸出の流れ

1. 輸出先の国との間でEPAが結ばれているか確認する
2. 輸出する製品のHSコード（関税分類番号/税番）を確認する
3. 輸出する製品がEPAに基づく特恵関税適用対象であるか（EPA特恵税率が設定されているか）確認する
4. 輸出する製品の輸入国における関税率（MFN税率、EPA特恵税率等）を調べる
5. 輸出する製品が利用するEPAの原産地基準（品目別原産地規則）を満たせるか確認する
6. EPAに基づく特定原産地証明書を申請する/自己証明書等を作成する
7. EPAを利用して製品を輸出する
8. 輸出した製品の原産性判断に関する資料やデータを保存する

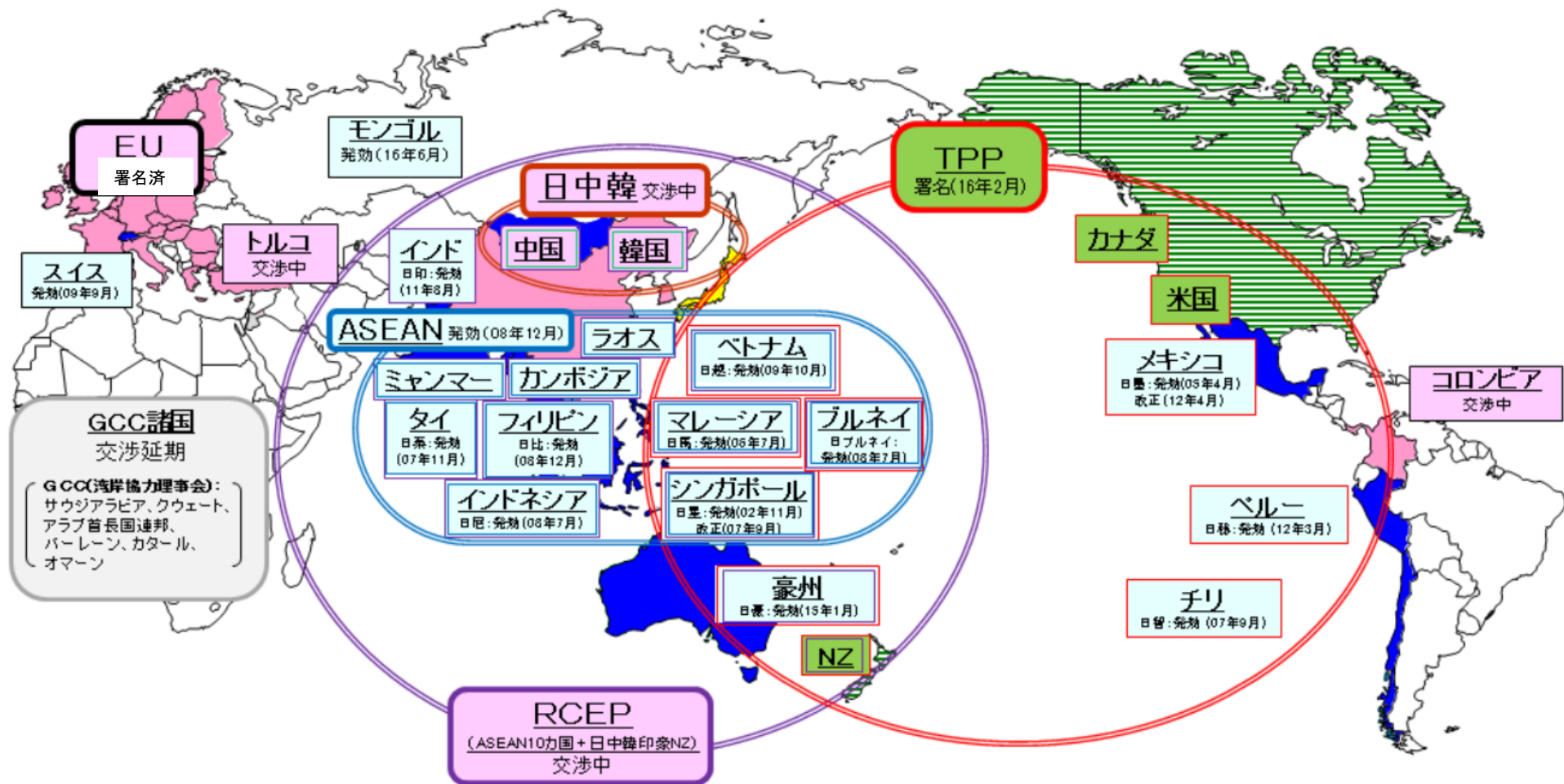
経済連携協定の利用を検討する際のチェック事項

- 輸出する製品に関し、輸入国のMFN税率とEPA特惠税率との差
- 輸出する製品に関する輸入国のWTO譲許税率
- 競合する製品の生産国が輸入国と締結した自由貿易協定（FTA）の具体的な内容（FTA特惠関税率、品目別原産地規則、など）
- 輸出する製品が輸入国で経済連携協定以外の優遇措置の対象になっていないか（原産地証明書の要否、など）
- 同一の製品を輸出する数量及び頻度
- 輸入者が投資奨励制度の適用を受けている場合、EPAによる輸入関税減免によるメリットと投資奨励制度による輸入関税優遇措置のメリットの差
- 輸入者の意向（輸入する製品に対し関税の減免を希望するかどうか）
- 輸出する製品が輸入国との経済連携協定に基づく原産地基準を満たせるか
 - 原産地基準を満たせるか判断するために必要な資料やデータを入手できるか
- 協定に基づく特定原産地証明書を申請する、或いは自己証明書等を作成するために必要な経費及び協定が規定する関連書類の保存義務に係る経費
 - 第一種特定原産地証明書⇒日本商工会議所が発給（有料）
 - 認定輸出者による自己証明（第二種特定原産地証明書）（日メキシコEPA、日スイスEPA、日ペルーEPA）
 - 自己証明/自己申告書（日豪EPA、TPP11（CPTPP）、日EU協定）

経済連携協定（EPA）を利用した輸出の流れ

1. 輸出先の国との間でEPAが結ばれているか確認する
2. 輸出する製品のHSコード（関税分類番号/税番）を確認する
3. 輸出する製品がEPAに基づく特恵関税適用対象であるか（EPA特恵税率が設定されているか）確認する
4. 輸出する製品の輸入国における関税率（MFN税率、EPA特恵税率等）を調べる
5. 輸出する製品が利用するEPAの原産地基準（品目別原産地規則）を満たせるか確認する
6. EPAに基づく特定原産地証明書を申請する/自己証明書等を作成する
7. EPAを利用して製品を輸出する
8. 輸出した製品の原産性判断に関する資料やデータを保存する

我が国の経済連携協定への取組状況 ①



我が国の経済連携協定への取組状況 ②

発効済（利用可能）

アジア	シンガポール	02年11月	発効
		07年9月	改正議定書発効
	マレーシア	06年7月	発効
	タイ	07年11月	発効
	インドネシア	08年7月	発効
	ブルネイ	08年7月	発効
	アセアン（※1）	08年12月	発効
	フィリピン	08年12月	発効
	ベトナム	09年10月	発効
	インド	11年8月	発効
	モンゴル	16年6月	発効
大洋州	オーストラリア	15年1月	発効
中南米	メキシコ	05年4月	発効
		12年4月	改正議定書発効
	チリ	07年9月	発効
	ペルー	12年3月	発効
欧州	スイス	09年9月	発効

署名済

アジア 太平洋	TPP	16年2月	署名
	TPP11（CPTPP） （※2）	18年3月	署名
		18年12月30日	発効
欧州	EU（欧州連合）	18年7月	署名
		19年2月1日	発効

交渉中

アジア	日中韓FTA
	RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（※3）
中南米	コロンビア
中東	トルコ

交渉延期中または中断中

アジア	韓国
北米	カナダ
中東	GCC（湾岸諸国）（※4）

※1：2014年2月時点でインドネシアを除き発効済

※2：TPP交渉参加国のうち、米国を除く11カ国。**シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本**
（赤字の6か国が2018年12月30日に発効、ベトナムが2019年1月14日に発効）

※3：アセアン10カ国、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

※4：サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、カタール、オマーン

TPP11（CPTPP）の発効時期について

- 締約国により、発効時期が異なることに留意する必要がある。
- 2018年12月30日に、日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6か国（原締約国）に対して発効する。
- 日本以外の原締約国の譲許表（関税率の約束表）については、2018年12月30日の発効時から2018年12月31日までが「1年目」、2019年1月1日から同年12月31日までが「2年目」、その後の各年は毎年1月1日に始まる。
- 日本の譲許表は、2018年12月30日の発効時から2019年3月31日までが「1年目」、2019年4月1日から2020年3月31日までが「2年目」、その後の各年は毎年4月1日に始まる。
- ベトナムについては、2019年1月14日に発効する。
- ブルネイ、マレーシア、ペルー、チリについては、それぞれが国内手続の完了を寄託国のニュージーランドに通知した日から60日後に、効力を生じる。

経済連携協定（EPA）を利用した輸出の流れ

1. 輸出先の国との間でEPAが結ばれているか確認する
2. 輸出する製品のHSコード（関税分類番号/税番）を確認する
3. 輸出する製品がEPAに基づく特恵関税適用対象であるか（EPA特恵税率が設定されているか）確認する
4. 輸出する製品の輸入国における関税率（MFN税率、EPA特恵税率等）を調べる
5. 輸出する製品が利用するEPAの原産地基準（品目別原産地規則）を満たせるか確認する
6. EPAに基づく特定原産地証明書を申請する/自己証明書等を作成する
7. EPAを利用して製品を輸出する
8. 輸出した製品の原産性判断に関する資料やデータを保存する

輸出する製品のHSコードの特定 ①

- 各国の関税率表、EPAにおける締約国の関税率の約束表および原産地規則は、国際条約（HS条約）に基づき品目毎に定められているHSコード（関税分類番号）により規定されている。輸出する製品の輸入国における関税率や原産地規則を確認するためには製品のHSコードを特定する必要がある。
- EPAでは、輸入国税関が輸入された物品のHSコードを確認し、適用する関税率を決定するため、輸入国におけるHSコードの確認が必須。
- HSコードは、あらゆる貿易対象品目を21の「部」（Section）に大分類し、6桁の数字で表す。6桁のうち、上2桁を類（Chapter）、類を含む上4桁を項（Heading）、項を含む上6桁を号（Sub-heading）という。6桁目までは各国共通。7桁目～10桁目までは各国が独自に分類。
- HSコードは、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化などに対応するため、ほぼ5年ごとに見直しが行われる。直近では2017年1月1日に改訂。
- 我が国が締結した経済連携協定における関税率や原産地規則は協定締約時または交渉時のHSコードにより規定されているので、利用するEPAごとに輸出する製品のHSコードを確認する必要がある。（※下表参照）

	対象となるEPA
HS2002	日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン
HS2007	日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー
HS2012	日豪、日モンゴル、日EU、TPP11（CPTPP）

輸出する製品のHSコードの特定 ②

- 輸入国へ当該産品を初めて輸出する場合、輸入者を通じて輸入国税関に照会する
(※事前教示制度があれば、必要な書類・資料を添えて文書で照会する)
- 輸入国へ当該産品を過去に輸出したことがあれば、輸入国税関が承認した産品の輸入許可証に記載されたHSコード、あるいは統計品目番号を確認する
- 税関ホームページで調べる
 - 輸出統計品目表
<http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>
※HS2002、HS2007のHSコード(6桁まで)を確認する場合については、それぞれ2006年版、2011年版の輸出統計品目表の番号及び品名を参照
 - 実行関税率表
<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
 - 輸入貨物の品目分類事例
http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm
 - 関税率表解説・分類例規
<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>
- 国内で最寄りの税関に照会する、または税関の「事前教示」制度を利用する
<http://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

輸入される産品のHSコードは輸入国の税関が輸入者の情報や現品をチェックして確認する。同一の産品であっても、ある輸入国の税関のHSコードに関する判断や解釈が日本の税関やその他の国の税関の判断や解釈と異なる場合があり得る。

眼鏡関連製品のHSコード

HSコード	品名
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
9001	光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第85.44項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨していないガラス製のものを除く。）
9001.40	－ガラス製の眼鏡用レンズ ⇒ サングラス用のレンズ（偏光）を含みます
9001.50	－その他の材料製の眼鏡用レンズ ⇒ サングラス用のレンズ（偏光）を含みます
9003	眼鏡のフレーム及びその部分品
	－フレーム
9003.11	－－プラスチック製のもの
9003.19	－－その他の材料製のもの ⇒ チタンなどの金属、竹、ベッコウなどの材料製
9003.90	－部分品
9004	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡
9004.10	－サングラス
9004.90	－その他のもの ⇒ 視力矯正用の眼鏡、読書用眼鏡

眼鏡フレームの部分品の関税分類について

財務省関税局の分類例規では、サイドピース、サイドピースのしん、丁番またはジョイント、眼鏡の縁、ブリッジ、鼻あて、鼻眼鏡用のばね機構、長柄眼鏡の柄等は「眼鏡のフレームの部分品」に分類されるが、卑金属製のねじ、鎖（固定装置を有しないもの）及びばねは、フレームの部分品には属さない。

サイドピース、サイドピースのしん、丁番またはジョイント、眼鏡の縁、ブリッジ、鼻あて、鼻眼鏡用のばね機構、長柄眼鏡の柄等の関税分類（HS番号）は6桁で「9003.90」に分類される。

一方、例えば、丁番で使用される「ねじ」が鉄製であれば、その「ねじ」のHS番号は「7318.12（その他の木ねじ）」等、銅製であれば「7415.33」に分類される。

参考：事前教示制度

- 事前教示制度とは、輸入者その他の関係者が、輸入しようとする貨物の関税分類（HSコード）、関税率、原産地、課税価格の計算方法（関税評価）などについて、事前に税関に文書（検討に必要な情報を記載）で照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。
 - 事前に関税分類や税率などがわかるので、原価計算の確実性を高めることができ、輸入計画や販売計画を立てるための一助となる。
 - 貨物の輸入通関において適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになる。
 - TPP11（CPTPP）の場合、事前教示は、3年間効力を有することとされているため、恒常的に同じ物品を輸入する場合、安定的な取扱いが確保される。
- 事前教示に関し、検討に必要な情報・資料の例（日本の税関の場合）
 - 関税分類：貨物の説明（製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等）、見本など。
 - 関税評価：取引の事実関係が確認できる売買契約書などの関係書類。
 - 原産地：原材料明細表（原材料とその税番、原産地、関係国での加工内容、製造方法など）、製造工程表、見本、写真、図面等。
 - 減免税：貨物の概要、見本またはこれに代わる写真、図面等。

経済連携協定（EPA）を利用した輸出の流れ

1. 輸出先の国との間でEPAが結ばれているか確認する
2. 輸出する製品のHSコード（関税分類番号/税番）を確認する
3. 輸出する製品がEPAに基づく特恵関税適用対象であるか（EPA特恵税率が設定されているか）確認する
4. 輸出する製品の輸入国における関税率（MFN税率、EPA特恵税率等）を調べる
5. 輸出する製品が利用するEPAの原産地基準（品目別原産地規則）を満たせるか確認する
6. EPAに基づく特定原産地証明書を申請する/自己証明書等を作成する
7. EPAを利用して製品を輸出する
8. 輸出した製品の原産性判断に関する資料やデータを保存する

関税率に関する用語の解説

WTO譲許税率	<ul style="list-style-type: none">➤ WTO協定上、WTO加盟国・地域に対して一定率以上の関税を課さないことを約束（譲許）している関税率。➤ 譲許税率を「約束していない」品目のあるWTO加盟国・地域が少なからず存在する。関税率を約束していない品目があってもWTO協定違反にはならない。➤ 譲許税率を「約束していない」品目は、適用される関税率に上限がないことに留意する必要がある。➤ 全ての品目中に占める譲許している品目の割合が少ない国とEPA/FTAを締結すると、全ての品目について関税率を確定できるメリットがある。
MFN税率	<ul style="list-style-type: none">➤ WTO譲許税率を上限として実際に適用される関税率で、EPAを利用せずに物品を輸入する場合に課される関税率。➤ WTO加盟国は、WTO譲許税率を上限に、いつでもMFN税率を引き上げることが可能である。また、WTO譲許税率を約束していない場合は、MFN税率を際限なく引き上げることが可能であることに留意する必要がある。
EPA特惠税率 (FTA特惠税率)	<ul style="list-style-type: none">➤ 二国間もしくは複数国・地域間の経済連携協定に基づき、協定の締約相手国・地域から輸入される原産品（協定に定める原産地規則を満たす物品）に適用する関税率。【特惠関税率】➤ 協定で定めた様式の原産地証明書等を輸入国税関に提出するなど、協定に定められた手続に従うことにより、関税の減免などの待遇を受けることができる。➤ 製品のMFN税率が引き上げられても、EPA特惠税率は影響を受けない。➤ 同一の製品であっても経済連携協定及び締約相手国・地域によって適用される関税率は異なる。

関税率のチェックポイント

EPAを利用するかどうか、即ち、EPAを利用するメリットがあるかどうかの判断基準について、一般的に「MFN税率とEPA特惠税率との差が5%ポイント以上」と言われているが、MFN税率とEPA特惠税率の差だけでなく、次の点についても考慮する。

① WTO譲許税率

MFN税率は、WTO譲許税率の水準まで引き上げられる可能性がある。また、WTO譲許税率を「約束していない」品目は、MFN税率を際限なく引き上げてもWTO協定違反にならない。

特に、近年、MFN税率が引き上げられる傾向にある国については、WTO譲許税率とEPA税率との差についても考慮する。輸出する製品のMFN税率が突然引き上げられても、EPA特惠税率は影響を受けない。

② 他の生産国の競合する製品の輸入国における関税率

競合する製品の生産国が輸入国と締結しているFTAにおける特惠関税率と、我が国が輸入国と締結しているEPAにおける特惠関税率とを比較し、我が国のEPAにおける税率が競争上不利な状況にあれば、MFN税率とEPA特惠税率との差が5%ポイント未満であっても、EPAの利用を検討する。

インドネシアの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特惠関税率(%)		
				日インド ネシア EPA	中国・ アセアン FTA	韓国・ アセアン FTA
9001.40	ガラス製の眼鏡用 レンズ	40	5	0	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	40	5	0	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	40	10	0	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	40	10	0	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	40	5	0	0	0
9004.10	サングラス	40	10	0	0	0
9004.90	その他	40	10	0	0	0

タイの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特恵関税率(%)		
				日タイ EPA	中国・ アセアン FTA	韓国・ アセアン FTA
9001.40	ガラス製の眼鏡用 レンズ	約束していない	5	0	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	約束していない	5	0	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	30% + 2.5パーツ	5	0	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	約束していない	5	0	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	約束していない	5	0	0	0
9004.10	サングラス	30% + 2.5パーツ	5	0	0	0
9004.90	その他	約束していない	5	0	0	3

マレーシアの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特恵関税率(%)			
				日マレー シア EPA	TPP11 (CPTPP) 発効日未定	中国・ アセアン FTA	韓国・ アセアン FTA
9001.40	ガラス製の 眼鏡用レンズ	10	0	0	即時撤廃	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	10	0	0	即時撤廃	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	10	0	0	即時撤廃	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	5	0	0	即時撤廃	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	5	0	0	即時撤廃	0	0
9004.10	サングラス	5	0	0	即時撤廃	0	0
9004.90	その他	10	0	0	即時撤廃	0	0

フィリピンの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特惠税率(%)		
				日フィリ ピン EPA	中国・ アセアン FTA	韓国・ アセアン FTA
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	約束して いない	3	0	0	0
9001.50	その他の材料製の眼鏡用レンズ	20	3	0	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	約束して いない	5	0	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	約束して いない	5	0	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの部分品	約束して いない	5	0	0	0
9004.10	サングラス	約束して いない	5	0	0	0
9004.90	その他	50	5	0	0	3

ベトナムの関税率

HS コード	品名	WTO 譲許 税率 (%)	MFN 税率 (%)	EPA/FTA特惠税率(%)				
				日ベトナム EPA		TPP11 (CPTPP)	中国・ アセア ン FTA	韓国・ アセア ン FTA
				2018年 4月1日 ～	2019年 4月1日 ～	2019年 1月14日 ～		
9001.40	ガラス製の眼鏡用 レンズ	5	5	0.5	0	即時 撤廃	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	5	0	0	0	即時 撤廃	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	10	10	1	0	即時 撤廃	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	10	10	1	0	即時 撤廃	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	10	10	1	0	即時 撤廃	0	0
9004.10	サングラス	20	20	2	0	15*	0	0
9004.90	その他	5	0	0	0	即時 撤廃	0	0

<TPP11におけるサングラス（9004.10）の関税率>

2019年1月14日～	2020年1月1日～	2021年1月1日～	2022年1月1日～
15%	10%	5%	0%

カンボジアの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特惠税率(%)		
				日アセアン EPA	中国・ アセアン FTA	韓国・ アセアン FTA
				2019年 1月1日～		
9001.40	ガラス製の眼鏡用 レンズ	30	15	10	0	15
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	30	15	10	0	15
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	35	15	10	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	35	15	10	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	35	15	10	0	0
9004.10	サングラス	35	15	10	0	0
9004.90	その他	35	7	5	0	0

※日本・ASEAN・EPAに基づくカンボジアの眼鏡関連製品の関税撤廃は2026年1月1日。

ラオスの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特恵税率(%)			
				日アセアン EPA		中国・ アセアン FTA	韓国・ アセアン FTA
				2018年 4月1日～	2019年 4月1日～		
9001.40	ガラス製の眼鏡用 レンズ	15	5	5	5	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	15	5	5	5	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	25	10	10	8	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	25	10	10	8	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	25	10	10	8	0	0
9004.10	サングラス	30	10	10	8	0	0
9004.90	その他	30	5	5	5	0	0

※日本・ASEAN・EPAに基づくラオスの眼鏡関連製品の関税撤廃は2026年4月1日。

ミャンマーの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率	MFN税率 (%)	EPA/FTA特恵税率(%)			
				日アセアン EPA		中国・ ASEAN FTA	韓国・ ASEAN FTA
				2018年 4月1日～ 2026年 3月31日	2026年 4月1日～		
9001.40	ガラス製の 眼鏡用レンズ	約束して いない	3	3	3	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	約束して いない	3	3	0	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	約束して いない	3	3	0	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	約束して いない	3	3	0	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	約束して いない	3	3	0	0	0
9004.10	サングラス	約束して いない	3	3	0	0	0
9004.90	その他	約束して いない	3	3	0	3	0

インドの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率	MFN税率 (%)	EPA/FTA特惠税率(%)		
				日インドEPA		韓国・ インドFTA
				2018年 4月1日～	2019年 4月1日～	
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	約束して いない	10	2.7	1.8	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	約束して いない	10	2.7	1.8	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	約束して いない	10	2.7	1.8	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	約束して いない	10	2.7	1.8	0
9003.90	眼鏡のフレームの部分品	約束して いない	10	2.7	1.8	0
9004.10	サングラス	約束して いない	20	2.7	1.8	0
9004.90	その他	約束して いない	10	2.7	1.8	0

※日本・インドEPAに基づくインドの眼鏡関連製品の関税撤廃は2021年4月1日。

モンゴルの関税率

HS コード	品名	WTO 譲許 税率 (%)	MFN 税率 (%)	日モンゴル EPA特恵 税率 (%)	中国からの 輸入 (MFN 税率) (%)	韓国からの 輸入 (MFN 税率) (%)
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	20	5	0	5	5
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	20	5	0	5	5
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	20	5	0	5	5
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	20	5	0	5	5
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	20	5	0	5	5
9004.10	サングラス	20	5	0	5	5
9004.90	その他	20	5	0	5	5

オーストラリアの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特惠税率(%)			
				日豪 EPA	TPP11 (CPTPP) 2018年 12月30日 発効	中国・ オースト ラリア FTA	韓国・ オースト ラリア FTA
9001.40	ガラス製の眼鏡用 レンズ	5	5	0	即時撤廃	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	5	5	0	即時撤廃	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	5	5	0	即時撤廃	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	5	5	0	即時撤廃	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの 部分品	5	5	0	即時撤廃	0	0
9004.10	サングラス	15	5	0	即時撤廃	0	0
9004.90	その他	15	5	0	即時撤廃	0	0

ニュージーランドの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特恵税率(%)		
				TPP11 (CPTPP) 2018年 12月30日 発効	中国・ ニュージー ランド FTA	韓国・ ニュージー ランド FTA
9001.40.00	ガラス製の眼鏡用 レンズ	0	0	即時撤廃	0	0
9001.50.00	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	0	0	即時撤廃	0	0
9003.11.00	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	14.5	5	即時撤廃	0	0
9003.19.00	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	14.5	5	即時撤廃	0	0
9003.90.00	眼鏡のフレームの 部分品	14.5	5	即時撤廃	0	0
9004.10.00	サングラス	12	0	即時撤廃	0	0
9004.90.09	その他	12	5	即時撤廃	0	0

カナダの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特惠税率(%)		
				TPP11 (CPTPP) 2018年 12月30日 発効	韓国・ カナダ FTA	EU・ カナダ CETA (暫定適用)
9001.40.90	ガラス製の眼鏡用レンズ	5.1	2	即時撤廃	0	0
9001.50.90	その他の材料製の眼鏡用レンズ	5.1	2	即時撤廃	0	0
9003.11.10	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの (読書用プリズム眼鏡用)	0	0	即時撤廃	0	0
9003.11.20	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの (その他)	4.6	2.5	即時撤廃	0	0
9003.19.00	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	0/4.6	0	即時撤廃	0	0
9003.90.10	眼鏡のフレームの部分品 (読書用プリズム眼鏡用)	0	0	即時撤廃	0	0
9003.90.90	眼鏡のフレームの部分品 (その他)	4.6	2.5	即時撤廃	0	0
9004.10.00	サングラス	5.1	5	即時撤廃	0	0
9004.90.10	その他(読書用プリズム眼鏡)	0	0	即時撤廃	0	0
9004.90.90	その他(その他)	5.1	5	即時撤廃	0	0

メキシコの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN 税率 (%)	EPA/FTA特恵税率(%)			
				日メキシコ EPA	TPP11 (CPTPP)		EU・ メキシコ FTA
					2018年 12月30日 ～	2019年 1月1日～ 12月31日	
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	35	5	0	4	3	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	35	0	0	即時撤廃	0	0
9003.11.01	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	35	0	0	即時撤廃	0	0
9003.19.01	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	35	0	0	即時撤廃	0	0
9003.90.01	眼鏡のフレームの部分品 (フロント)	35	0	0	即時撤廃	0	0
9003.90.99	眼鏡のフレームの部分品 (その他)	35	0	0	即時撤廃	0	0
9004.10.01	サングラス	35	10	0	即時撤廃	0	0
9004.90.99	その他	35	10	0	9	8	0

チリの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特恵税率(%)		
				TPP11 (CPTPP) (発効時期 未定)	日チリ EPA	韓国・ チリ FTA
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	25	2	即時撤廃	0	0
9001.50	その他の材料製の眼鏡用レンズ	25	2	即時撤廃	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	25	0	即時撤廃	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	25	0	即時撤廃	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの部分品	25	0	即時撤廃	0	0
9004.10	サングラス	25	5	即時撤廃	0	0
9004.90	その他(その他)	25	5	即時撤廃	0	0

ペルーの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN 税率 (%)	EPA/FTA特恵税率(%)			
				TPP11 (CPTPP) 発効時期 未定	日ペルー EPA	中国 ペルー FTA	韓国 ペルー FTA (未発効)
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	30	0	即時撤廃	0	0	即時撤廃
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	30	0	即時撤廃	0	0	即時撤廃
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	30	0	即時撤廃	0	0	B
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	30	0	即時撤廃	0	0	B
9003.90	眼鏡のフレームの部分品	30	0	即時撤廃	0	0	B
9004.10	サングラス	30	6	即時撤廃	0	0	B
9004.90	その他	30	6	即時撤廃	0	A	即時撤廃

A：2018年12月31日まで 0.9% 2019年1月1日以降、無税

B：9%から5回の均等な引き下げで関税撤廃

スイスの関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率	MFN税率	EPA/FTA特惠税率(%)		中国からの 輸入 (GSP 特惠税率) (%)
				日スイス EPA	韓国・ EFTA FTA	
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	20 CHF	20 CHF	0	0	0
9001.50	その他の材料製の 眼鏡用レンズ	20 CHF	20 CHF	0	0	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	117 CHF	117 CHF	0	0	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	117 CHF	117 CHF	0	0	0
9003.90	眼鏡のフレームの部分品	117 CHF	117 CHF	0	0	0
9004.10	サングラス	52 CHF	52 CHF	0	0	0
9004.90	その他	52 CHF	52 CHF	0	0	0

※WTO譲許税率及びMFN税率の数値は、グロス重量100Kg当たりの税額

1 CHF (スイスフラン) ≒ 111.67円 (日本時間2018年12月25日午後5時)

注：一般特惠関税制度 (GSP : Generalized System of Preferences) は、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率 (特惠税率) を適用する制度。1968年 (昭和43年) に国連貿易開発会議 (UNCTAD) で合意された。

欧州連合（EU：European Union）の関税率

HSコード	品名	WTO 譲許税率 (%)	MFN税率 (%)	EPA/FTA特恵税率(%)	
				日EU・EPA (2019年 2月1日 発効)	韓国・EU FTA
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	2.9	2.9	即時撤廃	0
9001.50	その他の材料製の眼鏡用レンズ	2.9	0/2.9	即時撤廃	0
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	2.2	2.2	即時撤廃	0
9003.19	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	2.2	2.2	即時撤廃	0
9003.90	眼鏡のフレームの部分品	2.2	2.2	即時撤廃	0
9004.10	サングラス	2.9	2.9	即時撤廃	0
9004.90	その他	2.9	2.9	即時撤廃	0

《欧州連合加盟国（28カ国）》

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

参考：日EU・EPAにおける日本の関税率

HSコード	品名	MFN税率 (%)	日EU・EPA 特恵税率 (%) (2019年2月1日 発効)
3920	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	3.1~5.2	即時撤廃
7015.10	光学的に研磨していないガラス製レンズ	0	即時撤廃
9001.40	ガラス製の眼鏡用レンズ	0	即時撤廃
9001.50	その他の材料製の眼鏡用レンズ	0	即時撤廃
9003.11	眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	4.7	即時撤廃
9003.19.010	眼鏡のフレーム 金属製のもの	4.7	即時撤廃
9003.19.020	眼鏡のフレーム その他の材料製のもの	3.3	即時撤廃
9003.90	眼鏡のフレームの部分品	4.7	即時撤廃
9004.10	サングラス	5.3	即時撤廃
9004.90	その他	5.3	即時撤廃

輸入国における製品の関税率の調べ方

○ World Tariffで調べる（MFN税率とEPA特惠税率）

「World Tariff」は、米国FedEx Trade Networks社が提供している世界の関税率情報データベース。日本では日本貿易振興機構（JETRO）が同社と契約し、日本の居住者は誰でも、**JETROホームページの「世界各国の関税率」から利用者登録すれば無料で利用可能。但し、JETROのホームページを経由せずに、直接、World Tariffのホームページから利用者登録すると有料になるので要注意。登録パスワードは3か月ごとに要更新。**

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

HSコードで検索の場合、「仕向け国/輸出先」、「類、部名」、「項」を選択して得られたMFN税率のページで、左の欄のHSコードをクリックすると、その製品の輸出国毎に最も低い関税率のデータが得られる。EPAで無税であればFreeと表示され、右の欄にEPAの名称が表示される。

注：実行税率は変更される頻度が高いので、World Tariffのデータ更新のタイミングにより、関税率のデータが最新でない場合がある。直近で、いつデータが更新されたかを確認すること。（「リソースセンター」→「World Tariff出版日付」へと進む）

○ 各国の税関などに照会する（MFN税率とEPA特惠税率）

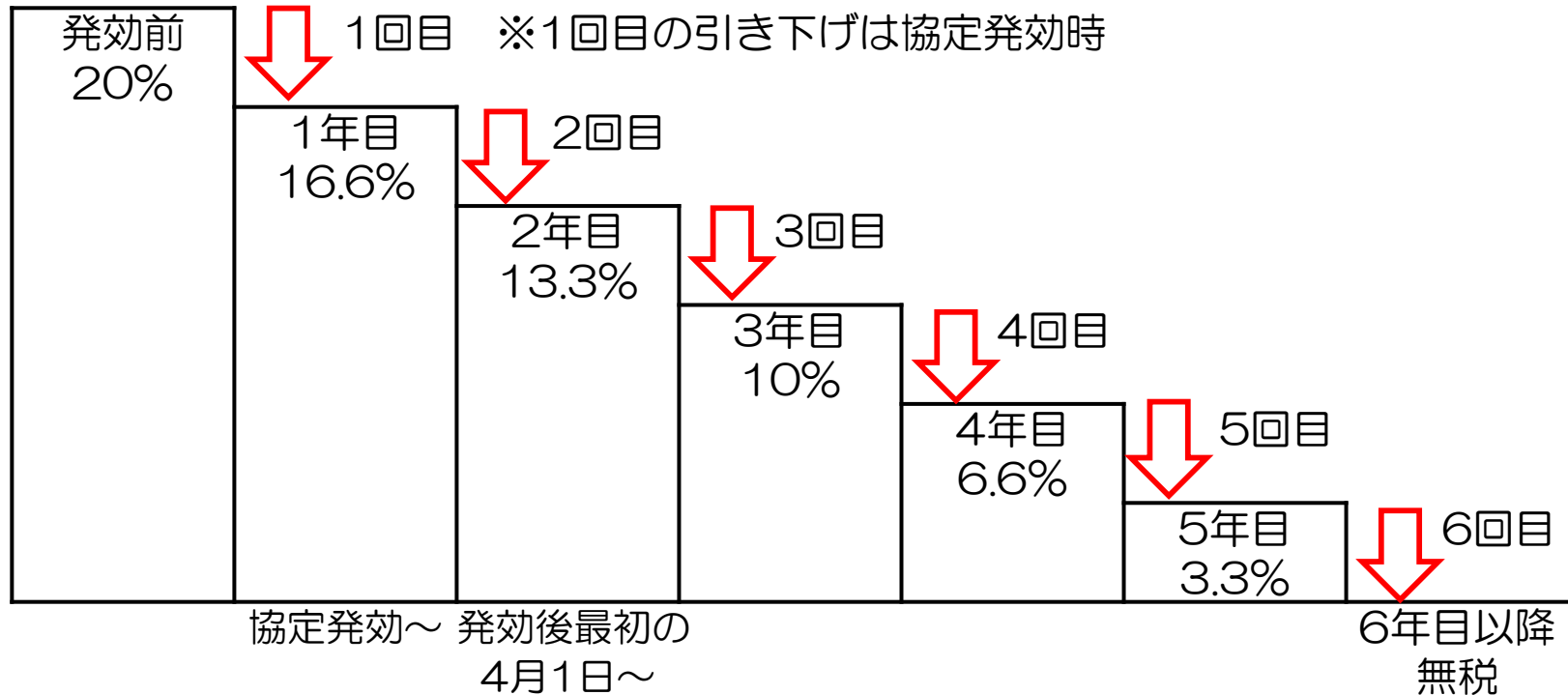
- 輸入者を通じて輸入国税関に照会する（事前教示制度があれば文書で照会する）
- JETROのホームページで照会先を調べる

JETROのホームページから「国・地域別に見る」に進み、対象国を選択。各国のページで「ビジネスの制度・手続き」の項目の「輸出入に関する制度」から「関税制度」→「関税率問い合わせ先」へと進む。

○ EPAの譲許表を見てEPA特惠税率を計算する（計算方法につき次頁参照）

毎年均等に関税を引き下げる場合の関税率の計算方法

＜物品Aの関税引き下げの例＞



＜物品Aの関税撤廃スケジュール＞

基準税率：20%

協定発効時およびその後毎年4月1日に行われる合計6回の均等な引き下げにより関税撤廃

関税率：0.1%未満を切り捨てる

◎ 協定発効後 $\%$ 年目の関税率の計算式： $20 - (20 \div 6) \times \%$

(注)：各協定において、2回目以降の関税引下げの実施日（概ね、1月1日もしくは4月1日）、0.1%未満の関税率の処理方法（四捨五入、切り上げ、切り捨て）が規定されている。

参考：輸入国のWTO譲許税率の調べ方

1. WTOのホームページで調べる

- ① 「Current Situation of Schedules of WTO Members」にアクセスする。
https://www.wto.org/english/tratop_e/schedules_e/goods_schedules_table_e.htm
- ② 調べたいWTO加盟国のプルタブをクリックする。
- ③ 一番右の欄 Tariff data の Bound tariffs at HS 6の下線部分をクリックし、当該国の譲許税率に関するzipファイルをダウンロード。
- ④ zipファイルの中のExcelの表を開き、製品のHSコードを基に検索し、譲許税率を確認する。
Binding Statusの欄にBと表示されていれば、譲許税率が表示されている。
Uと表示されていれば約束していないので、譲許税率の欄は空欄。

2. WTOのTariff Analysis Online で調べる

- ① Tariff Analysis Onlineのページにアクセスし、ユーザー登録（無料）
<https://tao.wto.org/welcome.aspx?ReturnUrl=%2f>
- ② Bound Duties and Commitments (CTS) の項目のTariff Concessionsを選択
- ③ 国（Reporting country）、製品（Products）を選択しcontinueをクリック
- ④ Download Data をクリックし、プルタブでTariff Concessionsを選択、File Nameを入力（名前は適当で良い）し、画面右のExportをクリックする。ファイルサイズの記載のないzipファイル名が表示されるので、再度、Exportをクリックするとデータを記載したファイルを手に入れる。

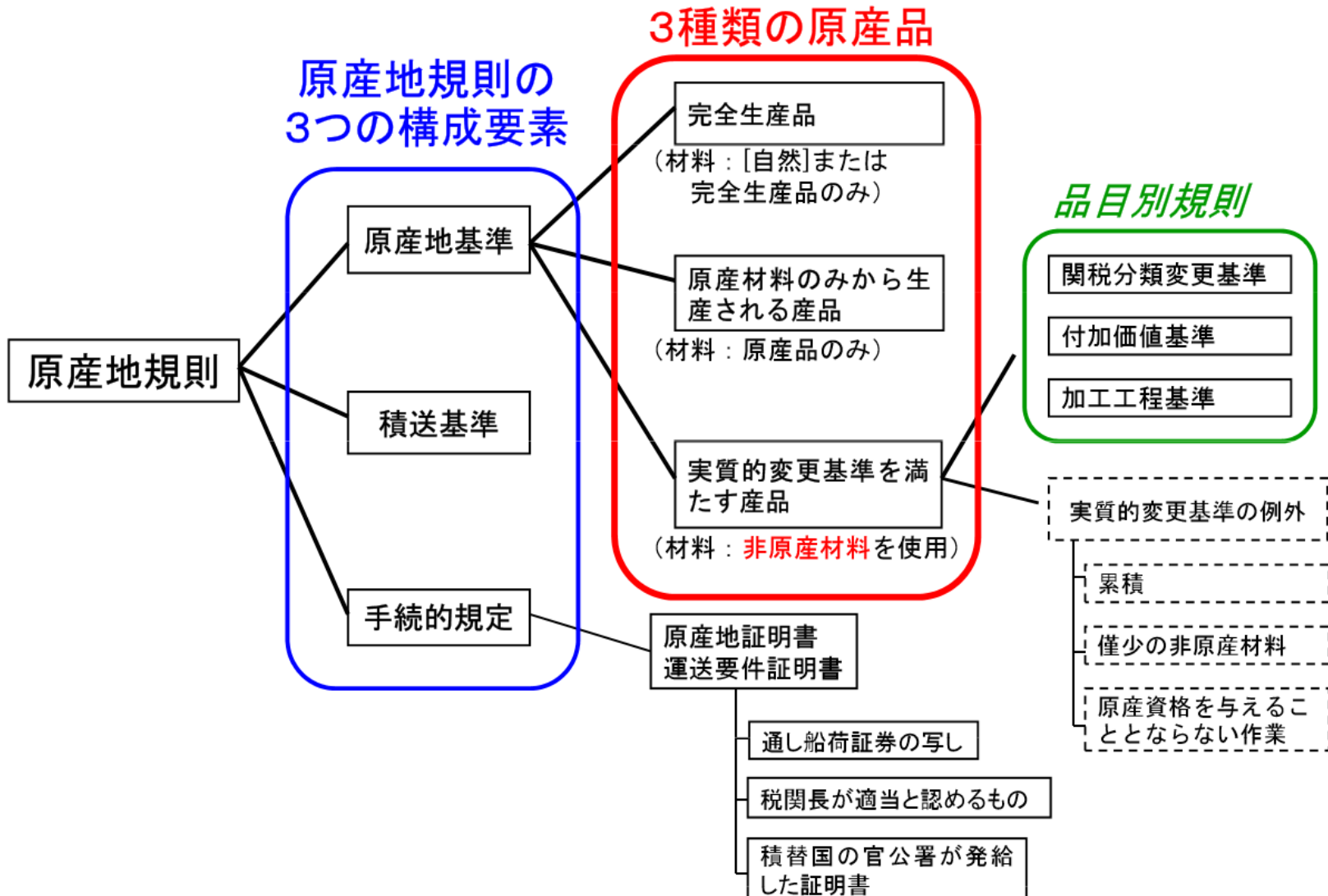
※利用方法は、マニュアルを参照

https://www.wto.org/english/tratop_e/tariffs_e/tao_help_e.pdf

経済連携協定（EPA）を利用した輸出の流れ

1. 輸出先の国との間でEPAが結ばれているか確認する
2. 輸出する製品のHSコード（関税分類番号/税番）を確認する
3. 輸出する製品がEPAに基づく特恵関税適用対象であるか（EPA特恵税率が設定されているか）確認する
4. 輸出する製品の輸入国における関税率（MFN税率、EPA特恵税率等）を調べる
5. 輸出する製品が利用するEPAの原産地基準（品目別原産地規則）を満たせるか確認する
6. EPAに基づく特定原産地証明書を申請する/自己証明書等を作成する
7. EPAを利用して製品を輸出する
8. 輸出した製品の原産性判断に関する資料やデータを保存する

EPA原産地規則の三大構成要素の内容



実質的変更基準

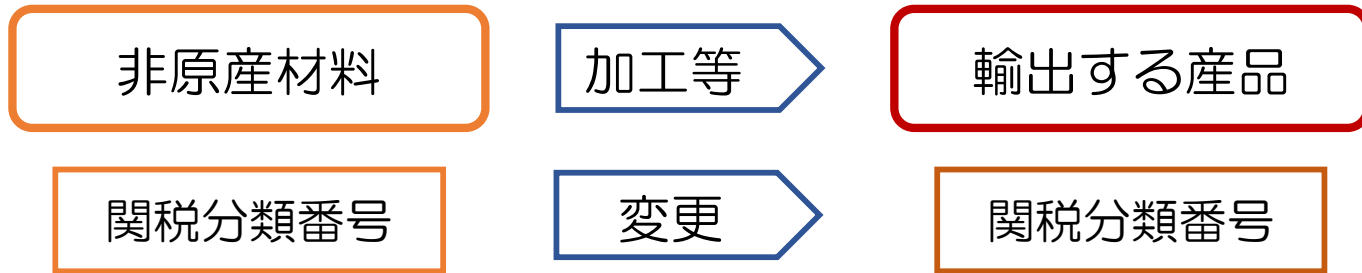
輸出する産品を生産する際に、非原産材料を使用している場合、生産・加工等の結果として、当該材料に「実質的な変更」があった場合には、その産品を原産品と認める。



《実質的な変更を判断する基準》

1. 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更がある
(関税分類変更基準)
2. 産品に一定以上の付加価値を付与する (付加価値基準)
3. 非原産材料を使用した最終産品に特定の加工 (例：化学品の化学反応) がなされる (加工工程基準)

関税分類変更基準



全ての非原産材料と輸出する産品の関税分類番号（HSコード）に特定の変化があれば、実質的変更があったと考える。

類（HS2桁）の変更 CC: Change of Chapter	各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更
項（HS4桁）の変更 CTH: Change of Tariff Heading	各項、号の産品への他の項の材料からの変更
号（HS6桁）の変更 CTSH: Change of Tariff Sub-Heading	各号の産品への他の号の材料からの変更

例：サングラスのHSレベル

類（HS2桁）	90類
項（HS4桁）	90.04項
号（HS6桁）	9004.10号

付加価値基準 ①

輸出する製品の生産工程において付加される価値が、要求される条件を満たした場合、その製品は条件を満たした国の原産品であるという基準。

例えば、製品の価値のうち、全体の40%以上の価値が日本国内で付加されたら日本の原産品とする考え方。

① 非原産材料 の価額	② 原産材料の 価額	③ 労務費	④ 製造経費	⑤ 一般経費	⑥ 利益	⑦ 工場から 港までの 輸送費等
FOB価額						
工場出し価額 (EXW/Ex-Works)						

◎ 「付加される価値」の計算方法

1. 非原産材料の価額と製品価額を比較する方法

- ① 製品の価額から非原産材料の価額を差し引いて国内で付加された価額を算出（控除方式）
- ② 非原産材料の価額と製品価額を比較し、一定割合以下の場合は原産品と認める（日スイスEPA、日EU・EPA）

2. 付加された価値と製品価額を比較する方法（積上げ方式）

- ① 付加された価値は、原産材料の価額のみ足し合わせる（日チリEPA）
- ② 付加された価値は、原産材料価額、直接労務費、直接経費及び利益を足し合わせる（日インドEPA、日モンゴルEPA）

3. 特定の非原産材料の価額と製品価額を比較する方法（重点価額方式）

製品の価額から特定の非原産材料の価額を差し引いて国内で付加された価額を算出（TPP11）

付加価値基準 ②

① 非原産材料 の価額	② 原産材料の 価額	③ 労務費	④ 製造経費	⑤ 一般経費	⑥ 利益	⑦ 工場から港 までの輸送 費等
FOB価額						
工場出し価額 (EXW/Ex-Works)						

①非原産材料の価額	原産国が不明な材料は非原産材料として扱う。
②原産材料の価額	購入価格、工場に到着するまでに要した費用。
③労務費	製品の生産に固有な、または付随した全ての直接的な労務費で、基本給、超過勤務手当、賞与、退職積立金、社会保障、その他の労働者に関連する経費。
④製造経費	製品の生産に必要なかつ付随的な全ての経費で、工場建屋の維持管理費、外注加工費、光熱費、借料、間接労務費、管理職の賃金、減価償却費、産品に係るR&Dなど。
⑤一般経費	販促費、通信費、役員の給与など。
⑦工場から港までの輸送費等	工場から本船舷側までの輸送費、梱包費用、港湾でのハンドリング・チャージなど

輸出する商品の品目別原産地規則の探し方

○ 原産地規則ポータル (税関)

税関(財務省の)原産地規則ポータルで品目別原産地規則の検索が可能。使用するEPAを選択し、輸出する商品のHSコード(6桁)を入力すると原産地規則が表示される。

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

このページの本文へ English

原産地規則ポータル

文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく 税関サイト内検索 検索

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

■ 新着情報

- 02月15日 事前数示回答(原産地)を更新しました
- 09月04日 「原産地規則の概要」を更新しました
- 09月01日 「一般特恵マニュアル」を更新しました
- 07月01日 「EPAマニュアル」を更新しました
- 04月18日 「一般特恵関税マニュアル」を更新しました

過去の新着情報一覧へ

ピックアップ

- 原産地規則全般
 - 原産地規則の概要
- 品目別原産地規則
 - 品目別原産地規則の検索
 - 品目別原産地規則一覧表
- EPA
 - EPA原産地規則マニュアル
 - 日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き
 - EPA原産地規則について(詳細版)
 - 経済連携協定全般(総覧表、スケジュール表、HSコードの取扱等)
 - TPP原産地規則について
- GSP
 - 一般特恵関税マニュアル
 - GSP原産地規則について(詳細版)
 - 一般特恵関税制度(カスタムスアンサー)
 - 特恵関税制度の卒業条件の見直しについて
- 事前数示
 - 事前数示制度(原産地関係)
 - 事前数示回答(原産地)事例一覧表
- 事後確認
 - 事後確認について
 - 特恵税率適用に関する「事後確認」の実施について
- 関連情報
 - 実行関税率表

バンフレオ お知らせ

- リフレット「経済連携協定の品目別規則が検索できます」(PDF)
- リフレット「特恵税率の適用に関しては、貨物が「原産品」であることを確認してください」(PDF)
- リフレット「特恵税率適用に関する「事後確認」の実施について」(PDF)
- 原産地規則に関する講師派遣のご案内 (PDF)

ご相談・お問い合わせ

- お問い合わせ
- 原産地規則などについてのお問い合わせは、こちらをご利用ください。

よくある質問

- よくある質問 (FAQ)

財務省

財務省 Ministry of Finance Japan

このページの本文へ English

原産地規則ポータル

文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく 税関サイト内検索 検索

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

■ 品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

検索/Search リセット/Reset

経済連携協定 / EPAs

検索する経済連携協定を選択してください。同一枠内の協定は、複数選択が可能です。
Choose one or more EPA for your search. Two or more EPAs in the same box may be selected.

HS2002

日シンガポール経済連携協定 / Japan-Singapore EPA

日メキシコ経済連携協定 / Japan-Mexico EPA

日マレーシア経済連携協定 / Japan-Malaysia EPA

日フィリピン経済連携協定 / Japan-Philippines EPA

日チリ経済連携協定 / Japan-Chile EPA

日タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA

日ブルネイ経済連携協定 / Japan-Brunei EPA

日インドネシア経済連携協定 / Japan-Indonesia EPA

日アセアン包括的経済連携協定 / ASEAN-Japan CEPA

HS2007

日ベトナム経済連携協定 / Japan-Viet Nam EPA

日スイス経済連携協定 / Japan-Switzerland EPA

日インド包括的経済連携協定 / Japan-India CEPA

日ペルー経済連携協定 / Japan-Peru EPA

HS2012

日オーストラリア経済連携協定 / Japan-Australia EPA

日モンゴル経済連携協定 / Japan-Mongolia EPA

環太平洋パートナーシップ協定(CPP)協定(未発効) / Trans-Pacific Partnership(TPP)

品目 / Item

HSコード(上位8桁、ドット(.)なし)を入力してください。
Please enter the HS code in 8 digit without a dot ().

HSコードはHSのバージョン(HS2002, HS2007, HS2012など)によって異なります。各HSバージョンのHSコードは、実行関税率表で確認してください。(実行関税率表へのリンク)
Please be informed that the HS code is different in each HS version. (i.e. HS2002, HS2007, HS2012) In order to check the HS code of each HS version, please refer to HS Nomenclature or Japan's Tariff Schedule. (Link to Japan's Tariff Schedule)

品目から品目別規則を検索する場合は、リンク先の一覧表にて確認してください。(経済連携協定の品目別原産地規則へページへのリンク)
In case you'd like to search the Product-Specific-Rules of Origin for each EPA by item description, please check each schedule in following link by using web browser's search function. (Product-Specific Rules of Origin for EPA schedule)

選択した経済連携協定ごとのHSコードを入力した場合、検索結果は表示されません。

品目別原産地規則：眼鏡用レンズ（9001.40/9001.50）

	関税分類 変更基準	付加価値基準	EPA
関税分類変更基準 と付加価値基準の 選択制	号（6桁）の 変更、または	FOB価額の40%以上	日シンガポール、日ブルネイ、 日マレーシア、日インドネシア
	項（4桁）の 変更、または	FOB価額の50%以上	日ペルー
		FOB価額の40%以上	日豪、日アセアン、日モンゴル
		非原産材料の価額がEXW価額の 60%以下	日スイス
		MaxNOM方式でEXW価額の50% 以下、またはFOB価額の55%以上	日EU
	類（2桁）の 変更、または	FOB価額の40%以上	日フィリピン、日ベトナム、 日タイ
関税分類変更基準 のみ	項（4桁）の 変更	—	日チリ、TPP11（CPTPP）
関税分類変更基準 もしくは付加価値 基準との併用	項（4桁）の変更、または 号（6桁）の変更かつFOB価額の50%以上		日メキシコ
関税分類変更基準 と付加価値基準の 両方必須	号（6桁）の変更かつFOB価額の35%以上		日インド

品目別原産地規則：眼鏡のフレーム（9003.11/9003.19）

	関税分類 変更基準	付加価値基準	EPA
関税分類変更基準 と付加価値基準の 選択制	号（6桁）の 変更、または	FOB価額の40%以上	日シンガポール、日ブルネイ、 日フィリピン、日インドネシア、 日タイ、日ベトナム、日モンゴル、 日マレーシア
	項（4桁）の 変更、または	FOB価額の50%以上	日ペルー
		FOB価額の40%以上	日アセアン、日豪
		FOB価額の45%以上（控除方式） または35%以上（積上げ方式）	日チリ
		非原産材料価額がEXW価額の 60%以下	日スイス
		FOB価額の30%以上（積上げ 方式）、40%以上（控除方式） または50%以上（重点価額方式）	TPP11（CPTPP）
	MaxNOM方式でEXW価額の50% 以下、またはFOB価額の55%以上	日EU	
関税分類変更基準 もしくは付加価値 基準との併用	項（4桁）の変更、または 号（6桁）の変更かつFOB価額の50%以上	日メキシコ	
関税分類変更基準 と付加価値基準の 両方必須	号（6桁）の変更かつFOB価額の35%以上	日インド	

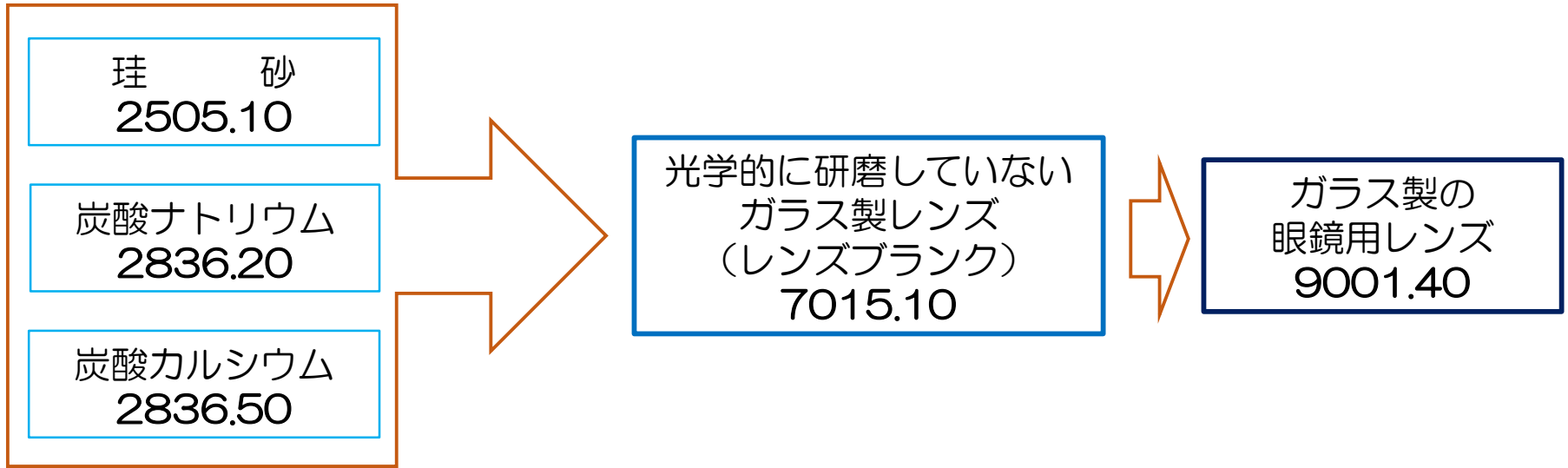
品目別原産地規則：眼鏡のフレームの部分品（9003.90）

	関税分類 変更基準	付加価値基準	EPA
関税分類変更基準 と付加価値基準の 選択制	号（6桁）の 変更、または	FOB価額の40%以上	日シンガポール、日マレーシア、 日ブルネイ、日インドネシア
	項（4桁）の 変更、または	FOB価額の50%以上	日ペルー
		FOB価額の40%以上	日タイ、日ベトナム、日アセアン、 日フィリピン、日モンゴル
		非原産材料価額がEXW価額の 60%以下	日スイス
		MaxNOM方式でEXW価額の50% 以下、またはFOB価額の55%以上	日EU
関税分類変更基準	項（4桁）の 変更	—	日メキシコ、日豪、日チリ、 TPP11（CPTPP）
関税分類変更基準 と付加価値基準の 両方必須	号（6桁）の変更かつFOB価額の35%以上		日インド

品目別原産地規則：サングラス/眼鏡 (9004.10/9004.90)

	関税分類 変更基準	付加価値基準	EPA
関税分類変更基準 と付加価値基準の 選択制	号（6桁）の 変更、または	FOB価額の40%以上	日シンガポール、日ブルネイ、 日マレーシア、日インドネシア
	項（4桁）の 変更、または	FOB価額の50%以上	日ペルー
		FOB価額の40%以上	日フィリピン、日ベトナム、 日タイ、日アセアン、日モンゴル
		非原産材料の価額がEXW価額の 60%以下	日スイス
		MaxNOM方式でEXW価額の50% 以下、またはFOB価額の55%以上	日EU
	類（2桁）の 変更、または	FOB価額の40%以上	日豪
FOB価額の30%以上（積上げ方 式）、40%以上（控除方式） または50%以上（重点価額方式）		TPP11（CPTPP）	
関税分類変更基準 のみ	項（4桁）の 変更	—	日チリ
関税分類変更基準 もしくは付加価値 基準との併用	類（2桁）の変更、または 項（4桁）の変更かつFOB価額の50%以上		日メキシコ
関税分類変更基準 と付加価値基準の 両方必須	号（6桁）の変更かつFOB価額の35%以上		日インド

関税分類変更基準：ガラス製の眼鏡用レンズ



類（HS2桁）の変更	ガラス製の眼鏡用レンズの生産に非原産の光学的に研磨していないガラス製レンズを使用した場合、 類（HS2桁）の変更が生じ、原産品と認められる。
項（HS4桁）の変更	ガラス製の眼鏡用レンズの生産に非原産の光学的に研磨していないガラス製レンズを使用した場合、 項（HS4桁）の変更が生じ、原産品と認められる。
号（HS6桁）の変更	ガラス製の眼鏡用レンズの生産に非原産の光学的に研磨していないガラス製レンズを使用した場合、 号（HS6桁）の変更が生じ、原産品と認められる。

関税分類変更基準：その他の材料製の眼鏡用レンズ

＜熱硬化性樹脂＞

ポリスチレン樹脂
3903.11

PMMA
3906.10

アクリル樹脂
3906.90

ポリカーボネート
3907.40

CR-39
3907.99

ポリウレタン
3909.50

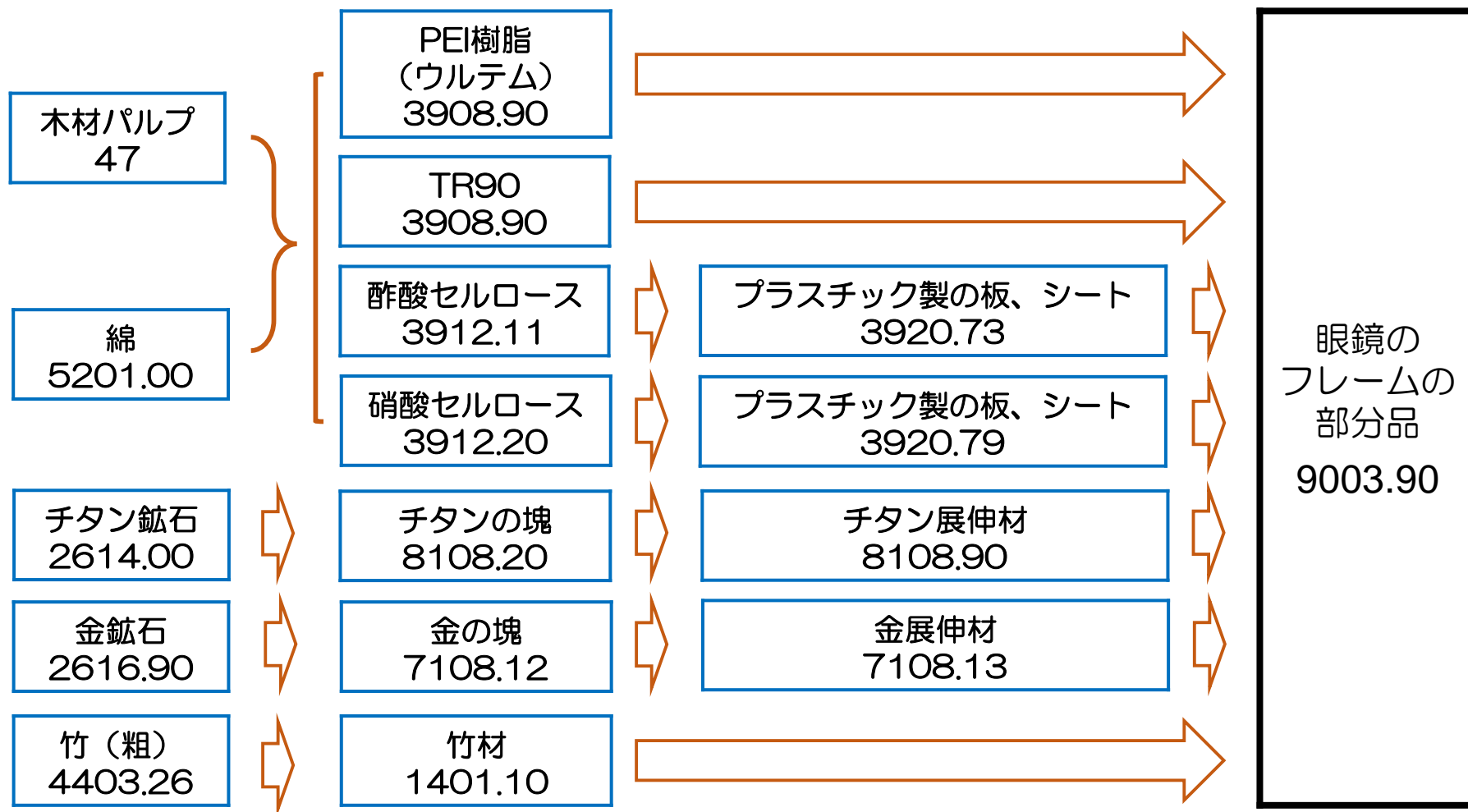
※触媒、硬化剤等を加える



その他の材料製の
眼鏡用レンズ
9001.50

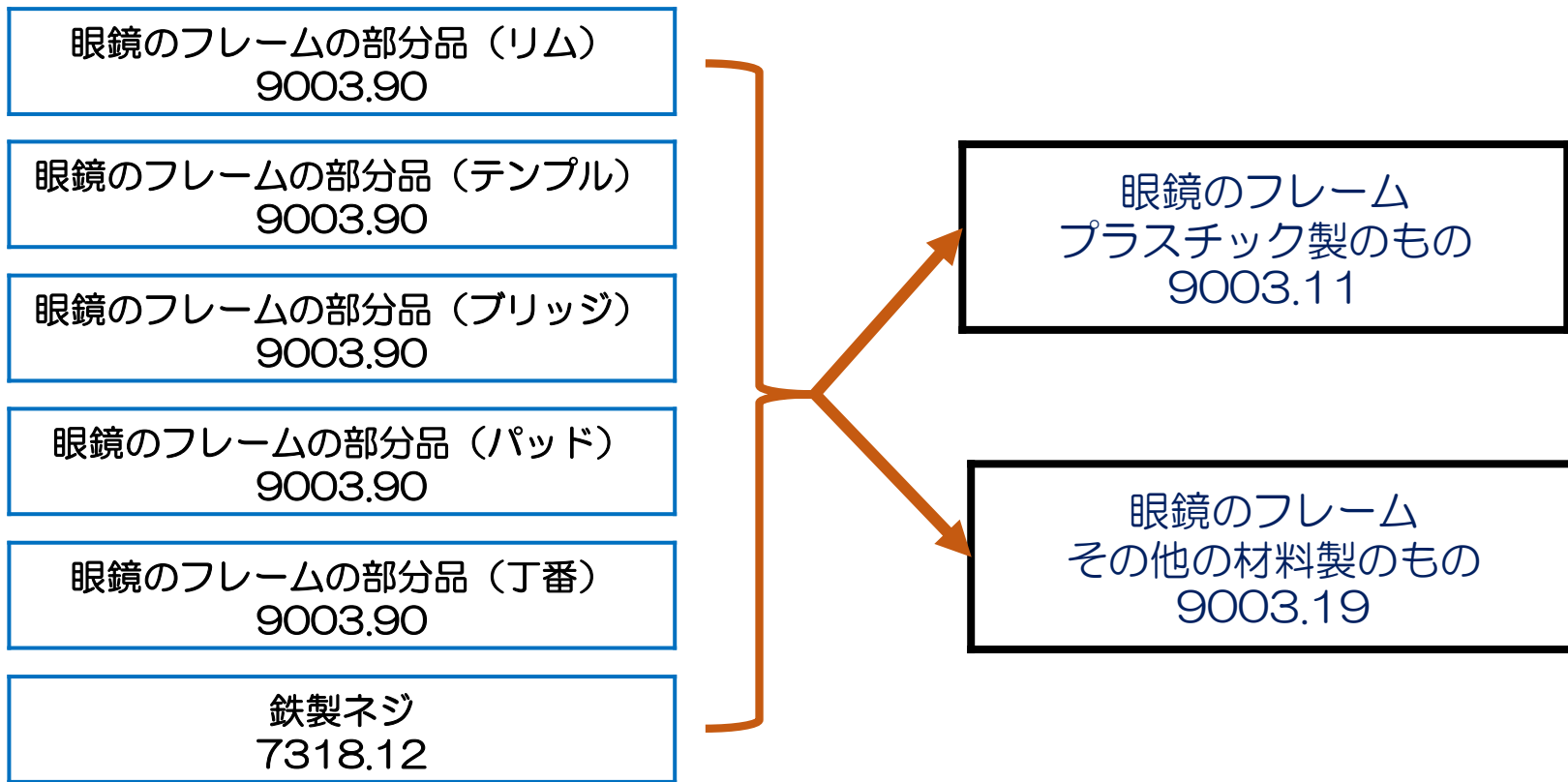
類（HS2桁）の変更	その他の材料製（プラスチック製）の眼鏡用レンズの生産に使用した熱硬化性樹脂に非原産のものが含まれていた場合、 類（HS2桁）の変更が生じ、原産品と認められる。
項（HS4桁）の変更	その他の材料製（プラスチック製）の眼鏡用レンズの生産に使用した熱硬化性樹脂に非原産のものが含まれていた場合、 項（HS4桁）の変更が生じ、原産品と認められる。
号（HS6桁）の変更	その他の材料製（プラスチック製）の眼鏡用レンズの生産に使用した熱硬化性樹脂に非原産のものが含まれていた場合、 号（HS6桁）の変更が生じ、原産品と認められる。

関税分類変更基準：眼鏡のフレームの部分品



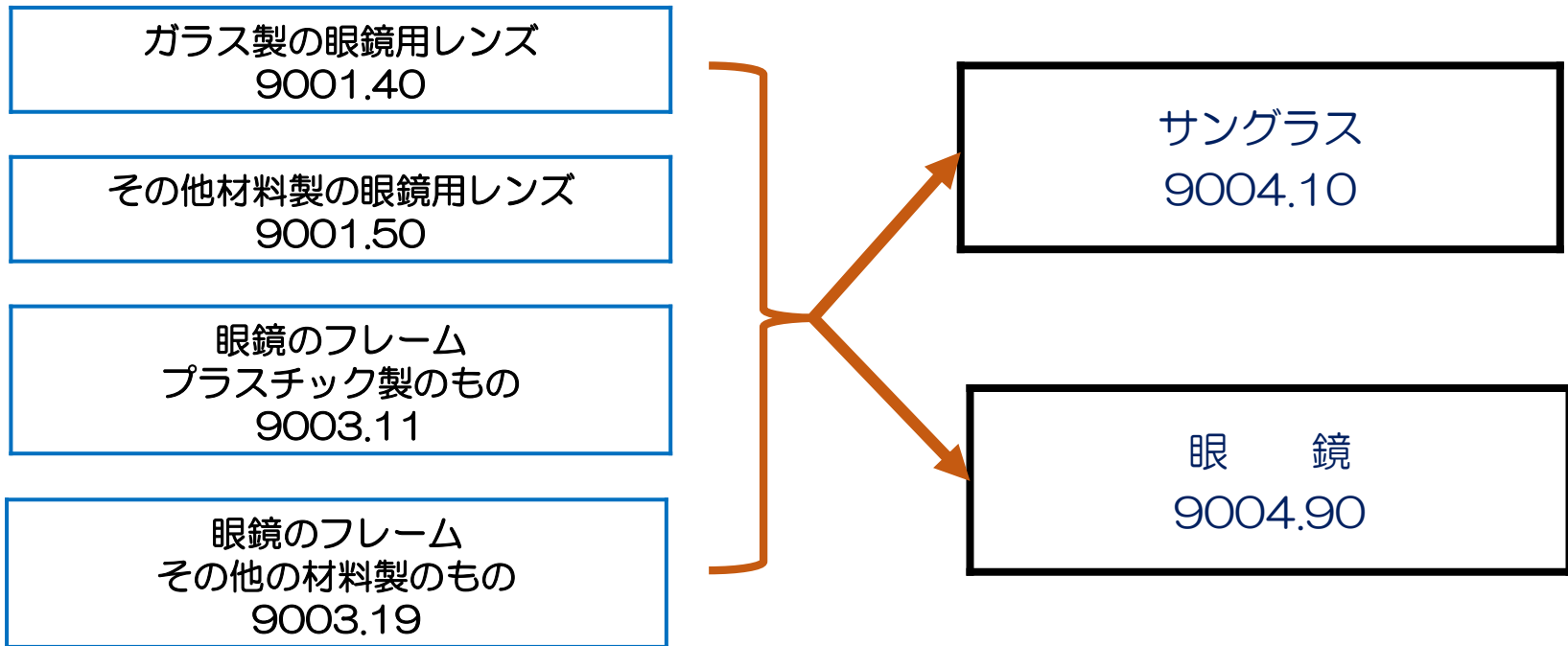
非原産材料を使用して国内で眼鏡のフレームの部分品を生産した場合、非原産材料のHSコードと眼鏡のフレームの部分品のHSコードとの間で類（2桁）レベルで変更が生じる。関税分類変更基準が類変更、項変更、号変更のいずれであっても原産品と認められる。

関税分類変更基準：眼鏡のフレーム



類 (HS2桁) の変更	眼鏡のフレームの生産に使用した眼鏡のフレームの部分品に非原産材料が含まれている場合、 類 (HS2桁) の変更が生じず、原産品と認められない。
項 (HS4桁) の変更	眼鏡のフレームの生産に使用した眼鏡のフレームの部分品に非原産材料が含まれている場合、 項 (HS4桁) の変更が生じず、原産品と認められない。
号 (HS6桁) の変更	眼鏡のフレームの生産に使用した眼鏡のフレームの部分品に非原産材料が含まれていても、 号 (HS6桁) の変更が生じ、原産品と認められる。

関税分類変更基準：サングラス/眼鏡



類（HS2桁）の変更	サングラス若しくは眼鏡の生産に非原産の眼鏡用レンズ、及び/若しくは非原産の眼鏡のフレームを使用した場合、 類（HS2桁）の変更が生じず、原産品と認められない。
項（HS4桁）の変更	サングラス若しくは眼鏡の生産に非原産の眼鏡用レンズ、及び/若しくは非原産の眼鏡のフレームを使用した場合、 項（HS4桁）の変更が生じ、原産品と認められる。
号（HS6桁）の変更	サングラス若しくは眼鏡の生産に非原産の眼鏡用レンズ、及び/若しくは非原産の眼鏡のフレームを使用した場合、 号（HS6桁）の変更が生じ、原産品と認められる。

付加価値の計算式（眼鏡のフレームの例）

<p>控除方式の計算式</p>	<p>$(\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}) \div \text{FOB価額} \geq X\%$</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日シンガポール、日ブルネイ、日フィリピン、日インドネシア、日タイ、日ベトナム、日マレーシア、日アセアン、日豪、TPP11（CPTPP）の各EPAは40%以上* ● 日チリは45%以上 ● 日メキシコ、日ペルーの各EPAは50%以上 ● 日EU・EPAは55%以上
<p>日スイスEPAの計算式</p>	<p>$\text{非原産材料の価額} \div \text{工場出し価額} \leq 60\%$</p>
<p>日EU・EPAの計算式</p>	<p>$\text{非原産材料の価額} \div \text{工場出し価額} \leq 50\%$</p>
<p>積上げ方式の計算式</p>	<p>$\text{原産材料の価額} \div \text{FOB価額} \geq X\%$</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日チリEPAは35%以上 ● TPP11（CPTPP）は30%以上*
<p>TPP11の重点価額方式の計算式</p>	<p>$(\text{FOB価額} - \text{HS9003項の非原産材料}) \div \text{FOB価額} \geq 50\%*$</p>
<p>日インドEPAの計算式</p>	<p>$(\text{原産材料の価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}) \div \text{FOB価額} \geq 35\%$</p>
<p>日モンゴルEPAの計算式</p>	<p>$(\text{原産材料の価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}) \div \text{FOB価額} \geq 40\%$</p>

* TPP11における付加価値基準は、3つの計算式の中から選択できる。

TPP11の原産地規則：付加価値基準：眼鏡のフレーム

①非原産材料の価額		② 原産材料 の価額	③ 労務費	④ 製造経費	⑤ 一般経費	⑥ 利益	⑦ 工場から 港までの 輸送費等
(a) HS9003項 の非原産 材料の 価額	(b) HS9003項 以外の項 の非原産 材料の 価額						
FOB価額							

<域内原産割合の計算方式>

【積上げ方式】

$$((2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)) \div \text{FOB価額} \geq 30\%$$

【控除方式】

$$(\text{FOB価額} - ①) \div \text{FOB価額} \geq 40\%$$

【重点価額方式】

$$(\text{FOB価額} - (a)) \div \text{FOB価額} \geq 50\%$$

<ロールアップ>

他のTPP11協定締約国で生産された材料を使用した場合、その材料がTPPの原産地規則を満たすならば、その材料に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、その材料の価格全額を原産材料として計上する。

TPP11の原産地規則：付加価値基準：眼鏡・サングラス

①非原産材料の価額		② 原産材料 の価額	③ 労務費	④ 製造経費	⑤ 一般経費	⑥ 利益	⑦ 工場から 港までの 輸送費等
(a) HS90類の 非原産 材料の 価額	(b) HS90類 以外の類 の非原産 材料の 価額						
FOB価額							

<域内原産割合の計算方式>

【積上げ方式】

$$(\text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}) \div \text{FOB価額} \geq 30\%$$

【控除方式】

$$(\text{FOB価額} - \text{①}) \div \text{FOB価額} \geq 40\%$$

【重点価額方式】

$$(\text{FOB価額} - \text{(a)}) \div \text{FOB価額} \geq 50\%$$

<ロールアップ>

他のTPP11協定締約国で生産された材料を使用した場合、その材料がTPPの原産地規則を満たすならば、その材料に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、その材料の価格全額を原産材料として計上する。

日EU・EPAの原産地規則：付加価値基準：眼鏡のフレーム

①非原産材料の価額	②原産材料の価額	③労務費	④製造経費	⑤一般経費	⑥利益	⑦工場から港までの輸送費等
FOB価額						
工場出し価額 (EXW/Ex-Works)						

<付加価値の計算方式>

【非原産材料の最大割合 (MaxNOM方式)】

$$\text{①} \div \text{工場出し価額} \leq 50\%$$

【域内原産割合 (控除方式)】

$$(\text{FOB価額} - \text{①}) \div \text{FOB価額} \geq 55\%$$

<許容限度>

「非原産材料の最大限の割合」、「最小限の域内原産割合」のいずれの条件も満たせない場合で、眼鏡のフレームの生産に使用した非原産材料の価額の合計①が、FOB価額の10%以下、もしくは工場出し価額の10%以下であれば、許容限度 (第3.6条) の規定により、非原産材料を原産材料として扱うことができる。

日EU・EPAの原産地規則：付加価値基準：眼鏡/サングラス

①非原産材料の価額	②原産材料の価額	③労務費	④製造経費	⑤一般経費	⑥利益	⑦工場から港までの輸送費等
FOB価額						
工場出し価額 (EXW/Ex-Works)						

<付加価値の計算方式と閾値>

【非原産材料の最大限の割合 (MaxNOM方式)】

$$\text{①} \div \text{工場出し価額} \leq 50\%$$

【最小限の域内原産割合 (RVC方式)】

$$(\text{FOB価額} - \text{①}) \div \text{FOB価額} \geq 55\%$$

<許容限度>

「非原産材料の最大限の割合」、「最小限の域内原産割合」のいずれの条件も満たせない場合で、眼鏡/サングラスの生産に使用した非原産材料の価額の合計①が、FOB価額の10%以下、もしくは工場出し価額の10%以下であれば、許容限度 (第3.6条) の規定により、非原産材料を原産材料として扱うことができる。

日EU・EPAにおける累積の規定

(例) 日本国内で、EU域内から日EU・EPAを利用して輸入した材料（眼鏡フレームの部分品：HS9003.90）を使用して生産したプラスチック製の眼鏡のフレーム（9003.11）を、日EU・EPAを利用して、EU域内のドイツに輸出する。この場合に、EU（ドイツ）でEPA特恵税率の適用を受けることができるか？

材料・部品	HSコード	原産国
リム	9003.90	EU（伊）
テンプル	9003.90	EU（伊）
ブリッジ	9003.90	EU（仏）
ネジ（鉄製）	7318.12	日本
パッド	9003.90	日本
丁番	9003.90	日本



眼鏡のフレーム プラスチック製のもの
9003.11

EUに輸出



日EU・EPAにおける眼鏡のフレームの品目別原産地規則は項（4桁）変更。眼鏡のフレームの生産に使用されたEU原産品の材料のHSコードと眼鏡のフレームのHSコードは項（HS4桁）が9003で同じで、変更が生じていない。しかし、EUから輸入した材料が日EU・EPAの原産地基準を満たすEU原産品であれば、日EU・EPAの累積の規定により、日本での生産に使用する場合、日本の原産品として扱うことができる。パッドと丁番が日EU・EPAの原産地基準を満たす日本原産品である場合、完成品の眼鏡のフレームは日本原産品と認められ、EUでEPA特恵税率の適用を受けることができる。

事例1：関税分類変更基準：号（6桁）変更

（例）日タイEAPを利用し下表の材料で製造したチタン製の眼鏡フレームを輸出する。

日タイEPAにおける眼鏡フレームに係る関税分類変更基準による原産地規則は「第9003.19号の産品への**当該号以外の号の材料からの変更**」

なお、日本産の材料は日タイEPAの原産地規則を満たしているものとする。

材料・部品	HSコード	原産国
リム	9003.90	A国
テンプル	9003.90	B国
ブリッジ	9003.90	日本
ネジ（鉄製）	7318.12	B国
パッド	9003.90	B国
丁番	9003.90	日本



完成品	HSコード
眼鏡フレーム	9003.19

日本原産品と認められる

眼鏡フレームの生産に使用される全ての非原産材料のHSコードと眼鏡フレームのHSコードとの間で変更が生じていることが原産性を認める条件。非原産材料であるA国及びB国を原産国とする全ての材料・部品のHSコードが、号（6桁）レベルで完成品の眼鏡フレームのHSコード（9003.19）との間で変更が生じているため、眼鏡フレームは「原産品（originated in Japan）」と認められる。

事例2：関税分類変更基準：項（4桁）変更

（例）日本に輸入後にメッキ加工を施した材料を一部使用して製造したチタン製の眼鏡フレームをEU（フランス）に輸出する。

日EU・EPAにおける眼鏡フレームに係る関税分類変更基準による原産地規則は「第9003.19号の産品への**当該号以外の項の材料からの変更**」

なお、原産国が日本の材料は日EU・EPAの原産地規則を満たしているものとする。

材料・部品	HSコード	原産国
リム	9003.90	日本
テンプレート 輸入後メッキ加工	9003.90	A国
ブリッジ	9003.90	日本
ネジ（鉄製）	7318.12	B国
パッド	9003.90	日本
丁番	9003.90	日本

※A、B両国ともEU加盟国ではないと仮定。



完成品	HSコード
眼鏡フレーム	9003.19

日本原産品とは認められない

A国原産のテンプレート（HS9003.19）に日本国内でメッキ加工を施しても、メッキ加工の前後でHSコードに変更が生じないため、メッキ加工を施したテンプレートは「日本原産」にはならない。原産地規則上、メッキ加工は、「実質的な変更を加える製造・加工」には該当しない。従って、完成品の眼鏡フレームのHSコードが非原産材料であるテンプレートのHSコード（項）と同じ9003であるため、完成品の眼鏡フレームは「原産品（originated in Japan）」と認められない。なお、塗装やレーザー加工等も「実質的な変更を加える製造・加工」には該当しない。

事例3：関税分類変更基準：項（4桁）変更

（例）日本で生産したテンプレをA国にある自社工場に送り、メッキ加工を施した後、日本国内の工場に戻し、他の材料とともに眼鏡フレームを生産しスイスに輸出する。

日スイスEPAにおける眼鏡フレームに係る関税分類変更基準による原産地規則は「第9003.19号の産品への**当該号以外の項の材料からの変更**」

なお、日本産の材料は日スイスEPAの原産地規則を満たしているものとする。

材料・部品	HSコード	原産国
リム	9003.90	日本
テンプレ	9003.90	×日本
ブリッジ	9003.90	日本
ネジ（鉄製）	7318.12	日本
パッド	9003.90	日本
丁番	9003.90	日本



完成品	HSコード
眼鏡フレーム	9003.19

日本原産品とは認められない

日本原産のテンプレはメッキ加工のためにA国に輸出された段階で**原産性を失う**。従って、**A国でメッキ加工後に日本国内に戻されたテンプレは非原産材料として扱うことになる。**

完成品の眼鏡フレームのHSコード（項）が非原産材料であるテンプレのHSコード（項）と同じ9003であるため、完成品の眼鏡フレームは「原産品（originated in Japan）」と認められない。付加価値基準（40%以上）を満たすかどうかを確認することになる。

事例4：関税分類変更基準：類（2桁）変更

（例）TPP11（CPTPP）を利用してサングラスをベトナムに輸出する場合
CPTPPにおけるサングラスに係る関税分類変更基準による原産地規則は
「第9004項の産品への他の類の材料からの変更」
なお、日本産の材料はTPP11の原産地規則を満たしているものとする。

材料・部品	HSコード	原産国
眼鏡のフレーム プラスチック製のもの	9003.11	A国
ガラス製の 眼鏡用レンズ	9001.40	日本



完成品	HSコード
サングラス	9004.10

日本原産品とは認められない

※A国はCPTPP締約国ではないと仮定

CPTPPにおける原産地規則を満たすためには、生産に使用した眼鏡のフレーム（9003.11）及び眼鏡用レンズ（9001.40）と完成品であるサングラス（9004.10）との間で、HSコードが2桁レベルで変更が生じていることが条件。上記の例の場合、非原産材料である眼鏡のフレームと完成品のサングラスのHSコードは上2桁が90で同じであるため、サングラスは日本原産（CPTPP原産）と認められない。

一方、日ベトナムEPAにおけるサングラスの原産地規則は、項（4桁）レベルの変更が条件。この事例の場合は、日ベトナムEPAの原産地規則を満たすので、日ベトナムEPAを利用すれば関税減免措置を受けることができる。（関税撤廃は2019年4月）

なお、A国がTPP11締約国である場合、A国原産の眼鏡のフレームは、TPP11の原産地規則を満たす場合、日本原産として扱うことができるため、サングラスは日本原産品と認められる。

経済連携協定（EPA）を利用した輸出の流れ

1. 輸出先の国との間でEPAが結ばれているか確認する
2. 輸出する製品のHSコード（関税分類番号/税番）を確認する
3. 輸出する製品がEPAに基づく特恵関税適用対象であるか確認する
4. 輸出する製品の輸入国における関税率（MFN税率、EPA税率等）を調べる
5. 1～4の結果を基にEPAを利用するメリットの有無を検討する。メリットがあると判断した場合、6に進む
6. 輸出する製品が利用するEPAの原産地基準（品目別原産地規則）を満たしているか確認する
 - 原産地基準を満たしているか確認するために必要な資料/データが入手可能か
 - 原産地基準を満たしているか確認するために必要な資料/データを入手し、かつ保存するための管理コストがEPAを利用するメリットに見合うか
7. EPAに基づく特定原産地証明書を申請する/自己証明書を作成する
8. EPAを利用して製品を輸出する
9. 輸出した製品の原産性判断に関する資料/データを保存する

原産地証明書の種類

○ 非特惠原産地証明書

- 非特惠原産地証明書が求められるのは、主に、①輸入国・地域の法律・規則に基づき輸入通関の際に必要とされている、②契約書、信用状の指示で必要とされている場合
- 商工会議所、輸出組合（日本繊維輸出組合、日本紙類輸出組合）などが発給
- **非特惠原産地証明書では経済連携協定に基づくEPA特惠税率の適用は受けられない**

○ 特惠原産地証明書

① 一般特惠制度原産地証明書（通称：GSP Form-A）

- 一般特惠制度は、国連貿易開発会議（UNCTAD）で開発途上国の経済発展の促進を目的として合意された制度
- 開発途上国から輸入する際に特惠関税が設定されている品目に関し、輸出国の発給機関（税関や権限を有する商工会議所など）で発給を受け、日本の税関に提出すれば一般特惠関税の適用を受けられる
- 後発開発途上国（LDC）に対する特別特惠関税の適用にも用いられる
- 日本の原産品には適用されないので、日本国内では発給されない

② 特定原産地証明書 「経済連携協定に基づく原産地証明書」

- 輸入される産品に経済連携協定に基づく特惠税率の適用を要求するために必要な原産資格を満たしていることを証明する書類
- 経済連携協定に基づく原産地証明制度（原産地証明書）は3種類
 - I. 第三者証明制度（第一種特定原産地証明書）
 - II. 認定輸出者による自己証明制度（第二種特定原産地証明書）
 - III. 自己証明/自己申告制度

経済連携協定に基づく原産地証明書 ①

○ 第三者証明制度（第1種特定原産地証明書）

- 経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度
- 指定発給機関は日本商工会議所
- 日シンガポールを除く全てのEPAで利用可能（日豪EPAも利用可能）

○ 認定輸出者による自己証明制度（第2種特定原産地証明書）

- 経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度
- 日スイス、日ペルーおよび日メキシコの各EPAで利用可能
- 経済産業大臣の認定を受ける条件

① 経済連携協定（EPA）利用実績

- EPAの第1種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること（概ね半年で8回以上）

② 社内責任者等の配置

- 総括責任者：社内の原産地証明書作成業務全体を総括管理
 - 法令業務責任者：書類の管理、帳簿の記載、変更の届出等の的確な実施
 - 原産地証明書作成担当者：原産地証明書の作成（EPA実務経験が必要）
- ※これら三者を一人の社員が兼ねることもできる

③ 連絡体制の構築

- 経済産業大臣（原産地証明室）との連絡体制、生産者との連絡体制（協力体制）の整備

○ 自己証明/自己申告制度

- 輸出者、生産者、もしくは輸入者が自らの責任で原産地証明書を作成する制度
- 日豪EPA、TPP11（CPTPP）および日EU・EPAで採用

経済連携協定に基づく原産地証明書 ②

名 称		発給者・作成者	申請者	対象となる経済連携協定
第1種特定原産地証明書		日本商工会議所 (※参照)	輸出者	日インドネシア、日マレーシア、 日タイ、日ブルネイ、日ベトナム、 日フィリピン、日アセアン、 日インド、日モンゴル、日チリ、 日メキシコ
			輸出者もしくは 生産者	日豪、日スイス、日ペルー
第2種特定原産地証明書		認定輸出者	—	日メキシコ、日スイス、日ペルー
自己証明・申告	原産品申告書	輸出者、生産者、 もしくは輸入者	—	日豪
	原産地証明書	輸出者、生産者、 もしくは輸入者	—	TPP11 (CPTPP)
	原産地申告書	輸出者もしくは 生産者	—	日EU

※ 第1種特定原産地証明書の発給は、日本商工会議所の東京事務所（東京商工会議所内）、福井事務所（福井商工会議所内）等、全国26の事務所（商工会議所）で行っている。なお、第1種特定原産地証明書の発給申請を行うためには、事前に、輸出する製品に関する原産品判定を受ける必要がある。原産品判定は、日本商工会議所の東京、名古屋、大阪等、全国8事務所（商工会議所）で行っている。福井事務所は、特定原産地証明書の発給のみ行っており、原産品判定は行っていない。

第1種特定原産地証明書の発給申請から受領までの流れ

企業登録

特定原産地証明書の指定発給機関である日本商工会議所に企業情報を登録。登録の有効期間は2年間。原産品判定依頼または特定原産地証明書の発給申請を行う「生産者」および「輸出者」が対象。

原産品判定依頼

輸出する産品が各EPAに定められた原産地規則などを満たしている「特定原産品」であるか、日本商工会議所に判定審査を依頼する。原産品判定依頼は、「生産者」もしくは「輸出者」が行う。

原産品判定番号の取得

判定審査完了通知メールを受領後（予め送信希望を選択）、日商の発給システムの「原産品判定依頼書一覧」画面で判定番号を確認。
※輸出者と生産者が異なる場合、生産者は輸出者に原産品判定番号の使用を認める「証明資料提出同意通知書」を提出する。

特定原産地証明書の
発給申請

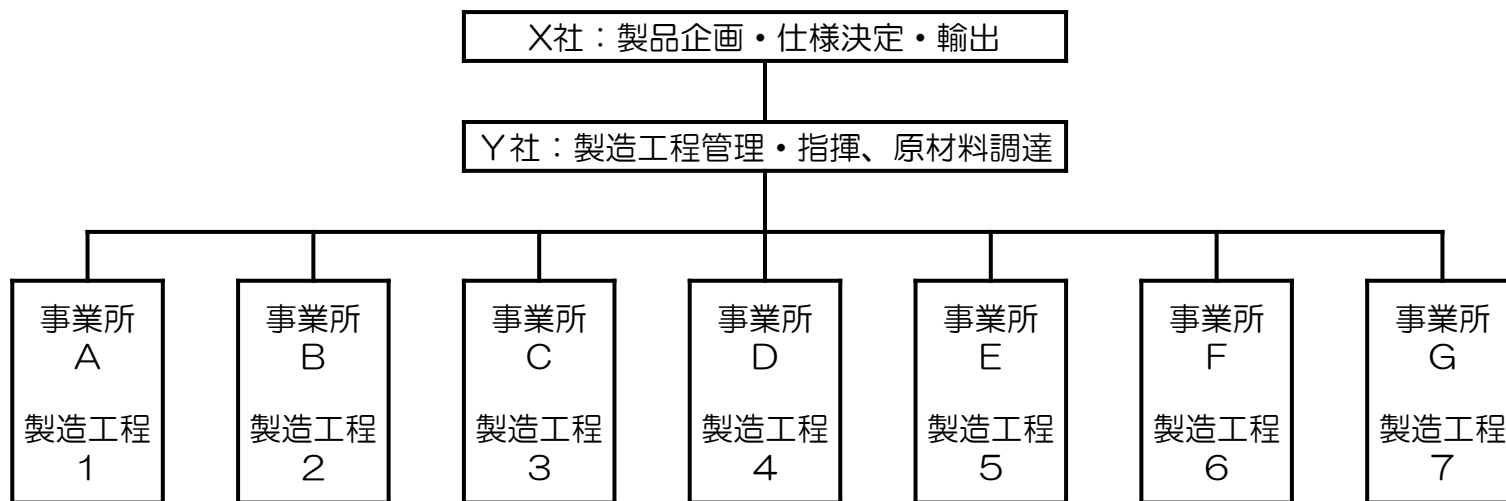
輸出者は、インボイス等の貿易書類に基づき日商に特定原産地証明書の発給申請を行う。

特定原産地証明書を受領

手数料を納付して第1種特定原産地証明書を受け取る。

眼鏡フレームの原産品判定 Q&A ①

Q：眼鏡フレームを下図のような形態で製造している場合、日本商工会議所に対して輸出する製品の原産品判定依頼を行う「生産者」はX社か、それともY社か？



A：日本商工会議所に対して輸出する製品の原産品判定依頼を行うことができる。「生産者」はY社。Y社は事業所AからGに対し、製造工程の管理・指揮、原材料の調達、支給、指定などを行っており、輸出しようとする製品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出することができると考えられる。

X社は日本商工会議所に対して特定原産地証明書の発給を申請できる「輸出者」。なお、X社が輸出しようとする製品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出できる場合には、X社が原産品判定依頼を行うことができる。

眼鏡フレームの原産品判定 Q&A ②

Q：前ページのような形態で（輸出者：X社、生産者：Y社）、全く同じ材料を使用して同じデザインの眼鏡フレームを製造しているが、下図のように一部の工程において関わる事業所が異なる。このような場合、製品の甲、乙、丙の全てについて原産品判定依頼を行う必要があるか？

	工程1	工程2	工程3	工程4	工程5	工程6	工程7
製品甲	事業所A	事業所B	事業所C	事業所D	事業所E	事業所F	事業所G
製品乙	事業所A	事業所B	事業所H	事業所D	事業所J	事業所F	事業所G
製品丙	事業所K	事業所B	事業所C	事業所M	事業所E	事業所N	事業所G

A：同一の生産者（Y社）が、同一の原材料（材料の生産者及び材質が同じ）を使用して同一の種類（メタル、セル、もしくはコンビ）の同一のデザインの眼鏡フレームを製造する場合、幾つかの工程を担う事業所が異なる製品が存在しても、原産品判定依頼の対象とするのは一つの製品（甲、乙、もしくは丙）で良い。

第1種特定原産地証明書の発給申請における留意事項 ①

○ 輸出する製品の最終生産場所が日本国内にあることの確認

自社製品の生産場所の海外移転や、材料・部品の海外調達への変更などがあり、製品が原産性を失ったにも関わらず、それに気づかず原産地証明書の発給申請を行う事例が発生している。

- 輸入された製品が輸出締約国の原産品でなかった場合、協定及び輸入国の国内法令に基づき、原産地証明書の発給の決定が取り消される。
- また、このような場合、輸入国において追徴課税だけでなく加算税の対象となる可能性がある。

○ 社内の各部門（生産管理、財務、調達、営業、物流など）の間での生産情報を共有し、製品の原産性に関連する情報の変更などに気付くことのできる社内体制の整備

- 社内勉強会の開催
- EPAセミナーへの参加
- 社内マニュアルの整備

○ 原産品判定結果を定期的に見直すよう社内でルール化

- 材料や部品の原産性変更
- 為替レート、FOB価格、材料・部品価格などの変動による原産資格割合の低下
- 材料や部品の調達先の変更に伴う原産性や原産資格割合への影響

○ 第三国インボイスに関する情報の記載

第三国に所在する者が発行するインボイスを用いる場合、インボイスが発行されたこと、第三国インボイスの番号・日付・発行者名・発行者住所の記載が必要。

第1種特定原産地証明書の発給申請における留意事項 ②

- 同一の製品に対する関税分類に関し、これまでの輸入通関実績と異なる判断を下され、追加的な関税を徴収される事例が発生している。

このような事態に対応するため、事前教示制度を活用し、輸入する製品の関税分類に関し、輸入国の税関から文書を受領しておくこと。

- 原産地証明書に記載された内容とインボイスなど他の船積書類の記載が一致しない、との理由による輸入国政府からの確認要請が毎月数件発生している

殆どのケースがスペルミスなど軽微なもので製品の原産性に影響を与えるものではない。原産地証明書の真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについて、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効として取り扱うことになっているにも関わらず、輸入国から確認要請が来ている。

このような事態が発生しないようにするため、

- ① 原産地証明書における記載を念頭に、契約やL/C開設の段階から、製品名については複雑な名称の使用を避け、一般的な名称とするように努めること
- ② 原産品判定依頼、原産地証明書発給申請およびインボイスなどの船積書類の作成等の各段階において、誤記（スペルミス）などがないように十分に注意すること

参考：経済連携協定（EPA）原産地証明書の利用における留意事項について（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/poin ts_of_gensanchisyomeisyo.pdf

日豪EPA：「原産品申告書」の記載例

<原産品申告書の記載例>

Origin Certification Document

(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address Customs Motor Corporation 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m ³ , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable
1	Motor Cars 1,000 Cars Invoice No. AB00001, 2015.12.1 B/L No.AB00001	8703.23	PSR
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)			
<input type="checkbox"/> Non-party invoice			

6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date 5. Dec. 2015

Name Customs Motor Corporation

(signature or stamp)

Stamp

Address 2-7-11, Aomi, Koto-Ku, Tokyo

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

Importer Exporter Producer

日豪EPAにおいて導入された自己申告制度においては、第一種特定原産地証明書の取得に代え、輸出者、生産者自らが原産品申告書を作成することが可能。

また、必要な情報を豪州の輸入者に送付し、豪州の輸入者が原産品申告書を作成し、豪州において輸入申告を行うことも可能。

日豪EPAにおける生産者の「誓約書」

原産品申告書を輸出者が作成する場合で、当該輸出者が輸出される商品の生産者でないときは、当該商品が原産品である旨の生産者が作成した誓約書（電子媒体可）に対する合理的な信頼に基づいて、原産品申告書を作成することもできる。

Origin Statement/Declaration

I, the undersigned, declare that the goods stated below are originating goods of Japan under Chapter 3 of Australia-Japan Economic Partnership Agreement.

< Description of goods >
輸出商品の概要を記載。原産品申告書の記載要領に従い、商品の名称、HS番号、数量、原産地基準等を記載する。

Date _____

Name _____ (signature or stamp)

Address _____

資料：日豪 EPA 「自己申告制度」 利用の手引き（財務省関税局・税関）
<http://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou.pdf>

TPP11（CPTPP）の原産地証明書：必要的記載事項

書面により（電子的手段含む）、下記の内容と宣誓文言に加え、証明者が署名し日付を付して輸入国税関に提出する。

1. 証明者が輸出者、生産者または輸入者のいずれであることを記載
2. 証明者の氏名または名称、住所（国名含む）、電話番号および電子メールアドレス
3. 輸出者の氏名または名称、住所（国名含む）、電話番号および電子メールアドレス（輸出者が証明者と異なる場合に記載）
4. 生産者の氏名または名称、住所（国名含む）、電話番号および電子メールアドレス
 - 証明者または輸出者と異なる場合に記載
 - 生産者が複数いる場合は「Various」と記載するか、または生産者の一覧を付す
 - 生産者に関する情報の公開を希望しない場合は「Available upon request by the importing authorities.」と記載する。
 - 生産者の住所は締約国内の産品が生産された場所
5. 判明している場合、輸入者の名称、住所（国名含む）、電話番号および電子メールアドレス
6. 産品の品名およびHSコード（6桁）
7. 証明書が産品の1回限りの輸送を対象とし、判明している場合は関連するインボイスの番号
8. 原産性の基準：産品に原産品であるための資格を与える原産地規則
9. 証明書が同一の産品の2回以上の輸送を対象とする場合、12カ月を超えない特定の期間
10. 宣誓文と証明者の署名、作成日付

“I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification”.

- ◆ **TPP11の原産地証明書の様式例については、『「自己申告制度」利用の手引き（財務省関税局・税関）』の74ページ以降を参照。**

www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou4.pdf

TPP11 (CPTPP) : 原産地証明書の記載例

<原産品申告書の記載例>

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.) Customs Corporation 2-7-68, kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN +81-3-3456-XXXX XXXXXX@customs.co.jp			
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.")			
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.) New Zealand Corporation XX Peterborough Street, Christchurch, New Zealand +64-3-XXX-XXXX XXXXXX@newzealand.nz.co			
No.	4. Description of goods	5. HS tariff classification number	6. Origin criterion
	• Description of good(s) • Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	(6 digit, HS2012) of goods	(WO, PE, PSR); and Other (<i>De Minimis, Accumulation</i>), if applicable
1	Frames for spectacles Invoice No. ABC012345, 2018.12.30	9003.19	PSR
7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)			
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)			

9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date December 30, 2018

Name Customs Corporation (signature or stamp)



Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

Importer Exporter Producer

資料：『「自己申告制度」利用の手引き（財務省関税局・税関）』

日EU・EPA：原産地申告書の文言と記載内容 ①

(Period: from..... to(1))

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No (2)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ((3)) preferential origin.

(Origin criteria used(4))

.....
(Place and date(5))

.....
(Printed name of the exporter)

原産地申告書(statement on origin)は、独立した文書である必要はない。インボイス上に上記の文言と内容(※英語の場合)を記載することでも良い。手書きの場合は活字体で記載すること。括弧書きの番号(注釈)は記載不要。**[協定では英語、日本語を含め24ヶ国語の文言を規定]**

- (1) 期間: 同一の産品を複数回輸出する場合、1年を超えない範囲で、輸出する期間を記載する
- (2) 輸出者参照番号
- (3) 原産地: 「日本」であれば「Japanese」と記載
- (4) 使用された原産性の基準: 使用した1つまたは複数の基準を記載する
- (5) 場所及び日付: インボイス上に記載した場合、インボイスに場所及び日付の記載があれば申告文中に記載する必要はない

注: 日EU・EPAにおいて「exporter」には輸出された原産品の生産者も含まれる

日EU・EPA：原産地申告書の文言と記載内容 ②

- 「(4) 使用された原産性の基準 (Origin criteria used)」について
 - 原産地に関する申告の作成にあたり、輸出する製品の原産性を判断するために用いた基準（1または2以上の記号）を記載する。
 - 基準は、下記のA～E。なお、Cの品目別原産地規則を用いた場合、具体的に用いた基準/規則（1～4のうち1つ）を追記する。

A：完全生産品（協定本文 第3.2条1 (a)項）

B：原産材料のみから生産される産品（協定本文 第3.2条1 (b)項）

C：品目別原産地規則

なお、以下の品目別の基準や規則の内、実際に適用した基準や規則を追記する

1：関税分類変更基準

2：非原産材料の最大割合、または最小限の域内原産割合

3：特定の生産工程の基準

4：特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則（附属書3-B-1 第3節）

D：累積（協定本文 第3.5条）

E：許容限度（僅少）（協定本文 第3.6条）

原産性の判断において品目別原産地規則の控除方式の域内原産割合、累積及び許容限度を使用した場合には「C-1、D、E」と記載する。

経済連携協定（EPA）を利用した輸出の流れ

1. 輸出先の国との間でEPAが結ばれているか確認する
2. 輸出する製品のHSコード（関税分類番号/税番）を確認する
3. 輸出する製品がEPAに基づく特恵関税適用対象であるか（EPA特恵税率が設定されているか）確認する
4. 輸出する製品の輸入国における関税率（MFN税率、EPA特恵税率等）を調べる
5. 輸出する製品が利用するEPAの原産地基準（品目別原産地規則）を満たせるか確認する
6. EPAに基づく特定原産地証明書を申請する/自己証明書等を作成する
7. EPAを利用して製品を輸出する
8. 輸出した製品の原産性判断に関する資料やデータを保存する

事後確認（検認）

輸入締約国の税関が通関時、または通関後に貨物の原産性に疑義を持った場合には、製品の原産資格を確認するため、我が国の輸出者・生産者に対して、書面により情報や資料の提出を求めることができる。輸入国税関から英文の資料が求められる場合もある。

また、輸入締約国の税関は、必要に応じ、輸出者または生産者の施設への確認のための訪問等を行うことができる。

輸入された製品について「原産品であることの確認」ができない場合や、情報提供要請に対し期限内に回答がない場合、輸入国においてEPA特惠税率の適用が否認される場合がある。

① 直接確認

輸入締約国の税関が、輸出締約国の輸出者・生産者に対し、書面による情報の要請や施設の訪問を行うことにより直接確認する。

TPP11は、「直接確認」が基本。但し、書面による情報の要請については、日本政府が輸入締約国の要請に応じて確認を支援できる。また、施設の訪問を行うことによる確認については、輸入締約国は、我が国へ通知し、日本政府の職員が訪問に同行する機会を与えなければならない。

② 間接確認

輸入締約国の税関が、輸出締約国政府に対し、情報の要請を行う。また、施設訪問の際には輸出締約国の政府職員が同行する。

特定原産地証明書の発給を受けた輸出者または生産者に対しては「間接確認」。

日EU・EPAは、TPP11同様に自己証明制度を採用したが、原産地申告書を作成した輸出者または生産者に対しては「間接確認」。

書類の保存義務：第1種特定原産地証明書

1. 保存期間

輸出者および生産者は、原産地証明書の発給日の翌日から、以下の期間、原産地証明書の発給を受けた製品に関する書類を保存する義務がある。

① 5年間の保存義務が課されているEPA

日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日フィリピン、日インド、日ペルー、日豪、日モンゴル

② 3年間の保存義務が課されているEPA

日ブルネイ、日アセアン、日スイス、日ベトナム

2. 保存書類

① 原産性を明らかにするための書類

② 原産地証明書の写し

③ 原産地証明書を受けた輸出製品のインボイスや船荷証券等の船積書類の写し

書類の保存義務：第2種特定原産地証明書

認定輸出者は相手国税関からの検認対応のために必要となる情報を保存する必要がある。

1. 保存期間

- ① 日メキシコEPA 5年
- ② 日スイスEPA 3年
- ③ 日ペルーEPA 5年

2. 保存書類

① 認定輸出者

- 原産地証明書の写し
- 原産地証明書を作成する上で物品が特定原産品であることを証するために必要な資料（例えば、生産者からの誓約書や物品を生産するに当たって使用した材料の購入契約書や支払明細書等）

※生産者から誓約書の交付を受けた認定輸出者は証明書を作成した後、誓約書の交付を受けた生産者に対して速やかに証明書を作成した旨と作成年月日を通知する義務がある。

② 認定輸出者に対して誓約書を交付した生産者

- 当該誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な資料

書類の保存義務：自己証明/自己申告書：日豪EPA

1. 原産品申告書または誓約書を作成した輸出者または生産者

原産地に関する証拠書類の発給または作成の対象である製品が原産品であることを示すために必要な全ての記録を、原産品に関する書類を作成した日から5年間

2. 輸入者

①関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書または輸出者もしくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合

製品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明書または当該原産地証明文書の原本又は写しを含む）を輸入国の法令に従って必要とされる期間

②関税上の特恵待遇の要求が当該輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合

製品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明文書の原本又は写し及び当該原産地証明文書の対象である製品が原産品であることを示すために必要な他の全ての記録を含む）を、輸入国の関連法令に従って必要とされる期間

書類の保存義務：自己証明/自己申告書：TPP11

1. 輸入される製品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者
 - ① 保管期間：輸入の日から5年間
 - ② 保管する記録
 - 当該輸入に関する文書（原産地証明書を含む）
 - 特恵待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明書に基づく場合は、当該製品が原産品であり、かつ、関税上の特恵待遇を受ける資格を有することを示すために必要な全ての記録
2. 原産地証明書を作成した生産者または輸出者
 - ① 保管期間：原産地証明書作成の日から5年間
 - ② 保管する記録
 - 原産地証明書に記載した製品が原産品であることを示すために必要な全ての記録

※記録の保管は、速やかに取り出すことができるいずれの媒体（電子的、光学的、電磁的媒体、または書面）によるものも選択できる。

書類の保存義務：自己証明/自己申告書：日EU・EPA

1. 輸入者

① 保管期間：輸入の日から3年間

② 保管する記録

- 当該関税上の特惠待遇の要求が原産地に関する申告に基づくものである場合には、輸出者によって作成された当該原産地に関する申告
- 当該関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録

2. 原産地に関する申告を作成した輸出者または生産者

① 保管期間：原産地に関する申告を作成した日から4年間

② 保管する記録

当該原産地に関する申告の写し及び産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す他の全ての記録を保管する

※保管する記録は、電子的な様式で保管することができる。

保存する書類の例 - 関税分類変更基準で原産性判断した場合

1. 原産性を明らかにするための資料

① 生産に使用した非原産材料のHSコードと、輸出する製品のHSコードが変更していることを示す資料

- 対比表

② 対比表に記載された「材料・部品」で製造されたことを裏付ける資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書
- 各「材料・部品」の投入記録（在庫管理（蔵入蔵出）記録）など

③ 「原産」として扱った「材料・部品」について、その原産性を示すための根拠となる資料

- 国内調達「材料・部品」については、その供給者（サプライヤー）からの情報

⇒ サプライヤーが発行した証明書、納品書の写しなど

- 当該「材料・部品」がEPAの締約相手国原産品である場合、輸入時のEPAに基づく特恵原産地証明書の写し（非特恵原産地証明書は不可）、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料

2. 発給された特定原産地証明書の写し

3. 輸出製品に関する船積書類（インボイス、船荷証券、AWBなど）の写し

関税分類変更基準利用における対比表の例

作成日 年 月 日
担当者氏名

製品名	カラーテレビ	HSコード	852812 (HS2002)
生産国	日本	製造場所・住所	〇〇工場
適用した原産地規則		関税分類変更基準(CTH:4桁変更)	

HSコード	製品名	単価	原産/非原産	原産情報等
851822	Speaker		非原産	
853222	Capacitor		非原産	
853400	Printed Wiring Board		非原産(不明)	
854110	Diode		非原産	
854260	Integrated Circuit		原産	サプライヤーからの資料(A電気)
852990	Tuner		原産	サプライヤーからの資料(B工業)
854420	Coaxial Cable		原産(墨)	特定原産地証明書

- 当該製品の材料構成を確認し、材料のHSコードを確認する（協定で使用するHSを確認：2002、2007、2012）
- 協定附属書の品目別原産地規則で各材料の原産地規則を確認する
- 各材料について、品目別原産地規則に基づき、原産国を確認し、原産材料と非原産材料に分ける。原産国が不明な材料は非原産に分類する
- 各材料の原産国を確認するため、在庫管理、材料の製造者あるいは購入先、材料の価格を確認する
- 企業内で上記の内容が確認できない場合には、材料の製造者、あるいは購入先を順に辿り、必要なエビデンスを入手するとともに、保管する

保存する書類の例 - 付加価値基準で原産性判断した場合

1. 原産性を明らかにするための資料

① 協定に定められた原産資格割合（閾値）を超えていることを示す資料

- ワークシート

② ワークシート上の数字の妥当性を示す資料及び記載された「材料・部品」で製造されたことを裏付ける資料

- 総部品表（積上げ方式の場合、積上げる原産材料のみ特定）
- 製造工程フロー図
- 生産指図書
- 各「材料・部品」の投入記録（在庫管理（蔵入蔵出）記録）など

[控除方式の場合]

- 非原産材料単価の算出根拠資料（帳簿、伝票、インボイス、請求書など）

[積上げ方式の場合]

- 製造原価計算書
- 積み上げるべき原産材料単価、生産コスト等の算出根拠資料（帳簿、伝票、インボイス、請求書、支払記録など）

③ 「原産」として扱った「材料・部品」について、その原産性を示すための根拠となる資料

⇒関税分類番号変更基準の場合と同じ

2. 発給された特定原産地証明書の写し

3. 輸出品に関する船積書類（インボイス、船荷証券、AWBなど）の写し

付加価値基準利用におけるワークシートの例

作成日： 年 月 日

HSコード	製品名	FOB価額 (出荷価額)	FOB価額 (円換算)	付加価値額	非原産材料 価格	原産資格 割合	閾値
						AA%	40%以上

<原材料等の構成>

HSコード	部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
	原産(〇〇国)	¥	特定原産地証明書	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し
	原産(日本)	¥	サプライヤーからの資料	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
		原産材料価額合計	¥		
	非原産	¥		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、 購入インボイス、在庫出庫記録
	非原産	¥		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、 購入インボイス、在庫出庫記録
		非原産材料価格合計	¥		
生産コスト・経費			¥		製造原価明細
利益			¥		製造原価明細
輸送コスト・チャージ			¥		製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細 等
		非材料費合計	¥		

FOB価額		¥		取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等
外国為替レート US\$1=¥XX.X		¥ YY	年 月 日のレート	

EPAおよびEPAの利用に関する情報源

- 外務省

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

- 経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

- 経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

- 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/index.html

- 内閣官房TPP等政府対策本部

<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/>

- 税関（財務省）

<http://www.customs.go.jp/>

- 税関 原産地規則ポータル

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

- 日本貿易振興機構（JETRO）

<https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>

- 日本商工会議所 特定原産地証明書の発給申請のページ

<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

- 日本商工会議所 特定原産地証明書発給申請マニュアル

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

- EPA相談デスク（経済産業省委託事業 EPA活用の相談窓口）

<https://epa-info.go.jp/>

【資料作成】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 国際化支援アドバイザー 岡山英弘

Eメール：ko-kikaku@smrj.go.jp

（本資料に関するお問い合わせの際は、件名に「鯖江商工会議所EPA資料の件」と明記してください。）